

研究所 レポート

■ 第2回プロネクサス懸賞論文佳作

日本の資本市場における非財務情報ディスクロージャーに関する一考察
——効果的なCSR情報開示に向けたルール作成の必要性について——

経済的実質セグメントを機軸とした新たなディスクロージャー

■ 活動報告

ディスクロージャー基本問題研究会

■ クローズアップ

銀行・保険会社ディスクロージャー誌の調査・分析

はじめに	1
第2回プロネクサス懸賞論文	
審査委員会委員長講評	2
佳作受賞論文	
日本の資本市場における非財務情報ディスクロージャーに関する一考察 —効果的な CSR 情報開示に向けたルール作成の必要性について— 慶應義塾大学大学院 商学研究科 修士課程 國見 真理子	5
経済的実質セグメントを機軸とした新たなディスクロージャー 専修大学大学院 経営学研究科 博士後期課程 宮川 宏	15
表彰式開催模様	22
第3回プロネクサス懸賞論文募集のお知らせ	22
ディスクロージャー基本問題研究会 活動報告	23
セミナー実績報告	35
クローズアップ	37
銀行・保険会社ディスクロージャー誌の調査・分析を実施	
トピックス	39
2010 年 研究所活動記録	40

はじめに

プロネクサス総合研究所は、2006 年 10 月 1 日に開設されましたが、その後 2007 年 3 月 29 日に常設の研究会として「ディスクロージャー基本問題研究会」を設置することにより、その活動を本格化させました。それから今年の 4 月で 5 年目を迎えます。当研究所は「企業ディスクロージャーに関する基礎研究及び実務研究を行い、その研究成果等を社会に還元することにより、資本市場の発展に貢献する」ことを目的として開設されたものですが、この間、本目的の趣旨に基づき、研究所顧問及び研究会委員の方々をはじめ多くの関係者の皆様には、大変お忙しい中、多大なるご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

2010 年における当研究所の活動としましては、「ディスクロージャー基本問題研究会」を 6 回（累計では 27 回）開催いたしました。そして、企業会計基準委員会（ASBJ）に対しては、国際会計基準（IFRS）とのコンバージェンスに関わる論点整理を中心に 2 件の意見表明を行い、さらに金融庁に対しても「企業内容等の開示に関する内閣府令（案）」についての意見表明を行いました。

また、企業ディスクロージャーに関する実態研究としては、全上場企業 3,767 社を対象に「内部統制報告制度」に関する調査・分析を行い、2009 年 3 月決算から 2010 年 3 月決算までの 1 年間分をとりまとめ、調査報告書として発行しました。さらに、3 月決算企業 2,603 社の招集通知実態調査を行い、ビジュアル的に工夫のある 157 社についての詳細調査レポートや、銀行・生損保のディスクロージャー誌の実態調査レポートを発行しました。

その他に、当社の CSR 活動の一環として、若手研究者の支援等を目指し、昨年よりスタートした「プロネクサス懸賞論文」では、第 2 回目の論文募集を行い、2010 年 12 月に受賞作品 2 本を決定し公表しました。そこでこの度、当研究所の 2010 年の 1 年間に亘る活動報告をとりまとめ、「研究所レポート」第 5 号として発行することといたしました。

現在、会計・監査を巡る環境はグローバルな変革期にあり、2011 年度は特に、国際会計基準審議会（IASB）による IFRS の基準改定ラッシュや、米国 SEC による IFRS の強制適用に関する最終判断等、目が離せない状況にあります。当研究所といたしましては、今後も、ディスクロージャーに関する基礎研究及び実務研究に係る活動状況やセミナーにおける講演内容を、「研究所レポート」として逐次刊行することにしております。

2011 年 1 月
プロネクサス総合研究所
常務理事 内藤 弘利

「第2回プロネクサス懸賞論文」

より効果的なCSR情報開示推進を実現するルール作りや、新たなセグメンテーションの提案を行う2作品が、佳作を受賞。

株式会社プロネクサスは2009年5月から、CSR活動の一環として「プロネクサス懸賞論文」の募集を開始し、2010年においても第2回目を実施した。当懸賞論文は、当社が企業のディスクロージャー・IRにおける実務サポートを提供する専門企業であり、事業そのものが資本市場と密接に関わる重要な社会的責任を負っていることから、資本市場の健全な発展に寄与することを目指して実施を決めたものである。

「上場会社のディスクロージャー・IR（インベスター・リレーションズ）をより効果的、効率的なものに

するための研究及び提案（但し、実証研究分野を除く）」というテーマに対して、5本の論文の応募があり、審査委員会での検討の結果、佳作2本を選定した。事務局はプロネクサス総合研究所が務めた。

当社では、来年度以降も本懸賞論文を継続する予定である。しかし、募集第2回目の応募数が前回同様5本に止まったことから、テーマ設定での自由度を多少広げるとともに、さらに十分な論証を行っていただく趣旨で、文章量を増加することとした。第3回目の募集に対して、より多くの論文の投稿を期待したい。

【審査結果】

最優秀賞 該当なし

優秀賞 該当なし

佳作 2本

國見真理子（くにみ まりこ）（慶應義塾大学大学院 商学研究科 修士課程）

「日本の資本市場における非財務情報ディスクロージャーに関する一考察
—効果的なCSR情報開示に向けたルール作成の必要性について—」

宮川 宏（みやがわ ひろし）（専修大学大学院 経営学研究科 博士後期課程）

「経済的実質セグメントを機軸とした新たなディスクロージャー」

第2回プロネクサス懸賞論文 審査委員会委員長講評

「上場会社のディスクロージャー・IRをより効果的、効率的なものにするための研究及び提案（但し、実証研究分野を除く）」というテーマに対して、5本の論文の応募があり、審査委員会は、厳正かつ多面的に検討を行った。その結果、今年度は最優秀賞及び優秀賞に該当する論文がなく、佳作に相当するものとして2本の論文を選定した。

1. 國見真理子氏論文について

第1の佳作は、國見真理子著「日本の資本市場における非財務情報ディスクロージャーに関する一考察—効果的なCSR情報開示に向けたルール作成の必要性に

ついて—」である。当論文の目的は、副題である「効果的なCSR情報開示に向けたルール作成の必要性」を主張することであり、この目的に対して、以下のような論証を行っている。

まず、「CSRの意義」について確認するため、経済産業省の報告書、欧州委員会の報告書及び代表的な学者の定義等、立場が異なる意見を参照する。その結果、

「①利害関係者に対する説明責任や企業の財務状況や経営の透明性向上などの適切なコーポレート・ガバナンスと法令遵守を実施し、内部統制を徹底する活動、②企業の未来への投資の一環として持続可能な社会を実現するため、環境や労働問題などに対し企業が自主

的に取り組む活動」、という2つの側面を抽出する。

次に、CSRを巡る国際的動向、国内の動向、企業がCSRを行う理由について、文献や公的資料をもとに、それらの状況や理由を整理する。さらに、CSR規制の現状について、日本の法規制とエンフォースメントについて概観し、規則不在による統一性がなく比較可能性が不十分なために、投資決定における情報としての貢献が不十分である問題点を指摘する。しかし、CSRのルール作成に向けての最大のネックが「訴訟問題」であることを認めた上で、会社法等の法令解釈から、訴訟のリスクが、巷で言われるほどには大きくはないのではないかと主張する。

これらの状況分析や考察を受けて、以下の提言を行い結論としている。

①ソフトローとハードローのコンビネーションとして、「証券取引所の自主ルール」に基づく開示と、「企業内容等の開示に関する内閣府令」のMD&A項目以外のCSR情報項目としての開示。

②内部統制のエンフォースメント強化がその外縁にある倫理的な面でのCSR情報の信頼性の高まりに寄与すること、及び独占禁止法などの複数の法規制による相互補完的な運用という視点の提示。

③長期的株式保有者としての個人投資家重視のためにも、情報の劣後者である個人投資家と機関投資家との間の情報格差の是正へのCSRの貢献の主張。

本論文は、文献渉猟による主張の裏付けが十分であり、論述の巧みさ、穏やかな結論、引用注の網羅性などの点で、論文の完成度は非常に高い。

しかし、分量の制限内に多くの論点を盛り込もうとしたからであろうか、一つひとつの論点についての論証不足の感は否めない。また、CSR情報の開示と市場や投資判断との具体的な関連性、つまり、CSR情報のもつ企業戦略や企業価値の評価に対する貢献に関する記述が見当たらない。さらに、情報開示問題には、情報の信頼性の確保についての論点が切り離せないが、CSR情報の中核をなすであろう環境会計や社会会計を念頭においた検証や監査についての論述が見当たらないのが惜しまれる。

これらの論点は、本論文の目的を超えているのかもしれないし、分量制限からすれば無理な要求かもしれ

ないが、更なる研究課題として指摘しておきたい。論文の完成度を評価して、優秀賞に推す意見も複数の委員からあったということを付記したい。

2. 宮川宏氏論文について

第2の佳作は、宮川宏著「経済的実質セグメントを機軸とした新たなディスクロージャー」である。本論文の目的は、近年導入されたマネジメント・アプローチには、会計情報利用者の視点が不足しており、経営者の視点に会計情報利用者の視点を加味して、「経済的実質セグメント」という新たなセグメンテーションを提案することである。セグメンテーションの方法の改正に着眼し、先行して適用しているSEC特例会社の状況について分析して、その後続く他の内国会社の開示に対する問題点をいち早く予想し、新たな方法を提言することは、時宜を得たテーマ設定でもあった。

経済的実質セグメンテーションは、①マネジメント・アプローチによる区分を第1の軸とし、②産業リスクによる区分を第2の軸として、2つの区分基準により、セグメントを分類するものであり、論理としては興味深いものである。新たな提案ということで、審査委員会としても、「経済的実質セグメント」の意味するところを、時間をかけて検討した。審査過程には著者との質疑応答はないので、著者の意図する内容を正確に理解できたか否か自信がないが、興味深いテーマなので、委員会での検討内容を以下に記述する。

従来の産業分類を主とするセグメンテーションから何故マネジメント・アプローチに移行したのかという点について思い起こすと、マネジメント・アプローチが、経営者と情報利用者との情報の非対称を是正するものとして、「経営者の区分＝意思決定者の情報区分」とすることで、経営者のもつ情報を利用することが投資決定に役立つとする論拠であった。しかし、このことは、会社間の比較可能性という点では、従来の方法よりも劣るのではないかとする危惧はあった。本論文の提案である産業リスクの視点を取り入れる場合、企業ごとの比較可能性がさらに低くなるのか、あるいは是正する効果があるのかという点で、2つの解釈が可能であった。

まず、第1の企業ごとの比較可能性がさらに低くなるという解釈に関する検討内容を記述する。企業ごとの戦略や経営資源の違いから産業リスクは企業ごとに異なるものである。また、産業リスクの評価は経営者が行うものであるから、当然に主観的なものとなる。マネジメント・アプローチであれば、事業部等の実態を確認することによる情報の客観性担保の手段があるが、リスク評価に関する検証手段は非常に難しい。リスクに関する定性的な記述情報の域を超えて、会計単位を決定するセグメンテーションに、リスク情報を用いることが実行可能か否か、大きな危惧がある。

さらに、企業経営では、1つの経営単位（経営セグメント）内に、異なるリターンとリスクからなる複数のプロジェクト（あるいは最小の事業単位とでも呼んでおく）を組み合わせること、すなわち経営セグメント内でポートフォリオを組むことが予想される。そのような経営セグメント内ポートフォリオは、そもそも、そのポートフォリオ全体（すなわちマネジメント・アプローチのセグメント）の業績が意味をもつのではないか。経営セグメント内のポートフォリオをさらに分解して個々の最小事業単位の業績を測定することが、経営者の意図を超えたものであるかもしれないし、また、それは、経営戦略情報の流出として、経営上の不利益が大きすぎて、実行不可能ではないかと思われる。

第2の企業ごとの比較可能性を是正する効果があるとの理解は、経済的実質セグメンテーションは、「産業リスクによるセグメンテーション」の軸が、産業分類という客観的指標を意味しているのではないかという解釈に基づくものである。もし、そうであれば、マネジメント・アプローチの主観性を是正するように働くのかもしれない。

しかし、経済的実質セグメンテーションの具体例が挙げられていないので、委員会としては、これ以上の

評価ができない。アイディアに関する具体的記述の不足から、論文自体の完成度はいま一步であるとの感が否めなかった。なお、アイディアの面白さという点を評価して、優秀賞に推す意見があったということを付記したい。

3. その他所感、及び次回に向けて

選外ではあるが、非常に重要なテーマ、アイディアを示した論文があったことに言及したい。「投資家教育型 IR の提案」をテーマとした論文であるが、「企業の Web サイトを用い、情報の理解可能性を高めるような表示の仕方を工夫して、個人投資家の情報利用をより有効にし、株価形成に IR 情報が貢献するようにしたい」ということであると思われる。企業の IR 情報の表示方法については、詳細過ぎるものもあり、読者の側に立って、読者にとっての見やすさを意識しているとは思えないような開示例が散見される。この点に着目した研究であり、これまで看過されてきた「理解可能性の改善」というテーマを選んだ学部生の感性には驚かされる。論文自体は、残念ながら完成度が低く、佳作とはならなかったが、更なる研究を進め、再度応募していただきたいと思う。

「プロネクサス懸賞論文」募集第2回目ということから、第1回目よりも応募論文の増加を期待したが5本に止まった。そこで、論証の進め方やテーマ設定の自由度が広いことを応募者にアナウンスするために、「提案を補強するための実証研究を論文の一部に加えることが可能なこと、及び、具体的な開示方法の工夫に関する研究もテーマになりうること」の文章を、次回の募集要項に加えることにした。また、論証を十分に行っていただく趣旨で、分量を12,000字程度と増加した。これらの改善により、第3回目の募集に対して、多くの論文の投稿を期待するものである。

【第2回プロネクサス懸賞論文 審査委員会】

- 委員長 黒川 行治（慶應義塾大学商学部 教授）
- 委員 川村 義則（早稲田大学商学学術院 教授）
- 委員 小宮山 賢（有限責任あずさ監査法人 パートナー）
- 委員 佐藤 明（株式会社バリュークリエイト パートナー）
- 委員 多賀谷 充（青山学院大学大学院 教授）
- 委員 上野 守生（株式会社プロネクサス 代表取締役会長）

日本の資本市場における非財務情報ディスクロージャーに関する一考察 —効果的なCSR情報開示に向けたルール作成の必要性について—

慶應義塾大学大学院 商学研究科 修士課程

國見 真理子



1 CSRの意義

世界経済のグローバル化に伴い、企業活動のグローバル化が進展している。市場経済の下で企業の存在感は増大し、企業活動そのものが社会や環境等に与える影響も大きくなっている。グローバルな企業活動によって環境汚染や人権問題などの弊害も目立つようになったが、国民国家はこれに対し効果的なガバナンスを行っているとはいえない¹。また、リーマンショックを契機とした世界同時不況によって、格差社会などのコミュニティの根底を揺るがす深刻な社会問題も顕著になってきた²。

このような潮流の下、企業の社会的責任としてのCSRやサステナビリティ重視の経営を求める声がコミュニティの各所から強まってきている。

CSRとは、基本的に企業の経済活動のプロセスが問われる課題であり、企業の活動のあり方そのものである³。CSRの定義については様々な考え方が提示されている。

2004年の経済産業省経済産業政策局企業行動課による「企業の社会的責任(CSR)に関する懇談会中間報告書」によれば、CSRとは「今日経済・社会の重要な構成要素となった企業が、自ら確立した経営理念に基づいて、企業を取り巻くステークホルダーとの間の積極的な交流を通じて事業の実施に努め、その成果の拡大を図ることにより、企業の持続的発展をより確かなものとするとともに、社会の健全な発展に寄与することを規定する概念」を指す⁴。

2001年に欧州委員会が公表したグリーンペーパーによれば、CSRとは「遵守すべき法規制や慣習を超えた自主的な取り組みに基づき、企業がさまざまなステークホルダーと関わりあう中で、社会的、環境的関心事項を経営戦略、経営活動の中核に取り込むこと」である⁵。

また、谷本教授によれば、「企業活動のプロセスに社会的公正性や環境への配慮などを組み込み、ステークホルダーに対しアカウンタビリティ(説明責任)を果たしていくこと。その結果、経済的・社会的・環境的パフォーマンスの向上を目指すこと」とされる⁶。

このようにCSRを巡っては様々な考え方があるが、大別して二つの側面があるといえる。第一は、企業の不祥事を契機とするものとして、利害関係者に対する説明責任や企業の財務状況や経営の透明性向上などの適切なコーポレート・ガバナンスと法令遵守を実施し、内部統制を徹底する活動である。第二は、企業の未来への投資の一環として持続可能な社会を実現するため、環境や労働問題などに対し企業が自主的に取り組む活動である。

両者は別個独立のものではなく互いに強くかかわりあっている。適切なコーポレート・ガバナンスや法令遵守の実施なきまま環境や労働問題の改善を図るのは、企業の永続性の面で問題を生じさせる。ステークホルダーに対し説明責任を果たしていく過程で、環境や労働問題の改善を図る活動を求められることも問題として起こりうる。

そこで、CSRを取り巻く時代の潮流はどうなっているのかを次に見てみる。

2 CSRを巡る状況

(1) 国際的動向

グローバル化によって、企業は世界規模での事業活動を展開して国際競争力を強化させることが可能となった。しかし、グローバル化の影の側面として、貧富の格差拡大、環境破壊、先進国中心の通商ルールなどで、先進国に対する途上国やNGOの批判が高まった⁷。世界各地で頻発する企業不祥事に対して、利益万能主義を是正して節度ある企業行動を求める機運が高まっ

てきた。これに呼応して、欧米や国際機関等を中心に CSR を側面から支援するルール作りが見られるようになった。

先頃、ISO（国際標準化機構）は、長らく検討してきた CSR の国際規格 ISO26000 の最終案をまとめた⁸。本規格は企業が社会的責任を持つことを志向する。ここでは社会的責任の 7 原則として、説明責任、透明性、倫理的行動、利害関係者の尊重、法令遵守、国際行動規範の尊重、人権尊重を求めている。

EU は、環境政策をはじめとして CSR に積極的に取り組んでいる。持続可能な発展を実現するために CSR が中核的な役割を果たすと認識し、2000 年以降、CSR を積極的に推進している⁹。欧州委員会グリーンペーパー（2001 年）や欧州委員会コミュニケ（2002 年、2006 年）等を公表し、CSR の議論を深めている。

国連では 2000 年から「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」等に関する十原則を「グローバル・コンパクト」として提唱し、世界中の企業・団体に参加を呼びかけている。人権高等弁務官事務所（OHCHR）、国連環境計画（UNEP）など 6 つの国連機関と連携し、世界各国にローカルネットワークを有している¹⁰。

更に、環境・社会の領域においては、監視、調査、政策提言を行う専門家集団としての NGO が欧米を中心に社会的支持を受け、インターネットなどの情報技術革新によってボーダレスにネットワークを広げ、影響力を高めている。1992 年にリオ・デ・ジャネイロで開催された「国連地球サミット」では、国連の招集を受けて世界各国の NGO が参加し、活発な活動を展開した。1999 年にシアトルで開催された世界貿易機関（WTO）閣僚会議では反グローバリゼーションを求める NGO の反対運動で交渉中断が余儀なくされるなど、NGO の存在が目立つようになった。

CSR で脚光を浴びる NGO として、GRI（Global Reporting Initiative）がある。1997 年に設立され、世界各地の企業、NGO、コンサルタント、会計士団体、事業者団体などが参画している。環境報告書や CSR 報告書など持続可能な社会の実現のために発行される報告書の世界的な作成基準として、「GRI 持続可能性報告のガイドライン」を公表している。日本企業で CSR 報告書を作成する場合、本ガイドラインを参考にして

いるところが多い。GRI はリーマンショック後の 2009 年 3 月には、各国政府に対し企業の ESG（環境・社会・ガバナンス）要因に関する透明性と説明責任の情報開示をより一層求める意見書を公表している¹¹。

このように企業に対する CSR 推進の圧力は、グローバル化の進展とともに世界中のコミュニティにおいて強まっている。今後、日本企業がグローバル展開を行ってゆく上で、CSR 重視の経営を心掛けることは益々重要となっていくだろう。

（２）国内的動向

日本における CSR の興隆を考えるにあたり、まずは企業の社会的責任が問われる典型としての企業不祥事＝企業活動の影の側面の歴史的変遷を振り返ってみる。

1960 年代後半から 1973 年の第一次オイルショックの時期は、産業公害、環境破壊、欠陥・有害商品、誇大広告や不当表示といった企業行動の過程で事後的または副次的に発生したものが多かった。次に、オイルショック以後からバブル経済の時期においては、投機、買占め、株価操作や贈収賄など企業行動の倫理性を問われるものが多かった。1990 年代のバブル崩壊後は、価格カルテル、談合、贈収賄、利益供与、インサイダー取引や粉飾決算など企業倫理性が社会的に厳しく糾弾されるものがほとんどであった。そして、2000 年代になると、食品の安全管理、製品の品質・産地偽装、リコール隠し、有価証券報告書虚偽記載などの企業倫理の欠如の不祥事が目立つようになった¹²。

特にバブル経済崩壊後、経済のグローバル化や企業倫理上問題の多い企業不祥事の多発等を経て、日本の企業社会の構造が大きく変化し始めた¹³。企業の倫理性や健全性確保を求めるコーポレート・ガバナンスおよび社会的責任を求める声が高まった。第一に、企業には株主をはじめとするステークホルダーの存在・声を意識した経営が求められるようになってきた。第二に、企業間の株式相互持合い関係の解消の動きが広がり、外国人株主が企業経営に影響を与えるようになってきた。第三に、従業員については、リストラの嵐と非正規雇用の増大によって日本的雇用慣行が崩れ、企業と労働者との関係が変化した。第四に、消費者については、価格ではなく環境や安全性のような基準で商

品を選別しようとする傾向が強まってきた。第五に、取引先については、系列システムが崩れ、厳しい市場競争にさらされるようになってきた。第六に、コミュニティについては、環境・労働といった社会問題に対する市民の意識が変化し始めた¹⁴。

時代の潮流や欧米を中心とした国際的なCSRの議論の高まりを受けて、日本の経済界でもCSRについての議論が急速になされ、ガイドライン作成など独自のルール作りの動きが生じてきた¹⁵。これに呼応して、先進的な企業はCSR関連部署の設置やCSR報告書の発行を開始した。

（３）企業がCSRを行う理由

企業が利潤追求を目的とする営利法人である以上、必ずしも利潤に直結するわけではなくコストもかかるCSRへの取り組みには限界がある。

しかしながら、グローバル化の進展と共に、企業行動を会計上の利益のみで計るのではなく、企業市民としての社会的業績も企業行動の結果につながるようになってきた¹⁶。コミュニティの中で、企業不祥事など

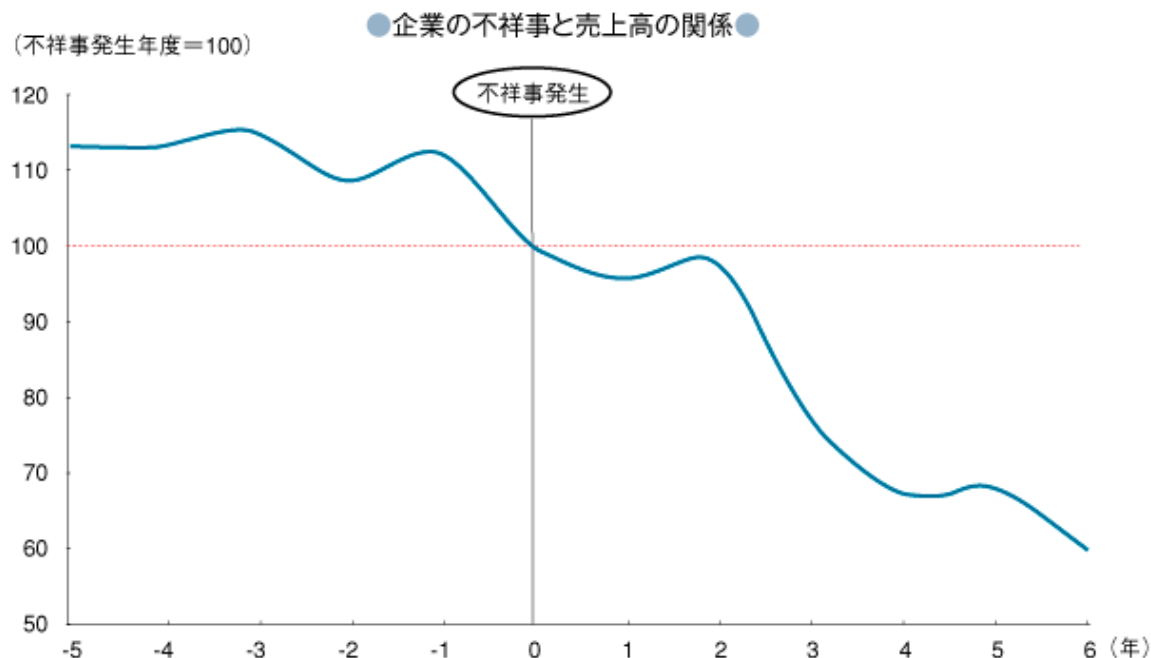
で社会的責任を果たしていないと市民から判断された企業は、評価を下げひいては売上げや株価下落を招くおそれもある〈表1〉。さらに、信頼を失った企業は企業活動を持続できなくなる傾向が強まっている¹⁷。

その上、相次ぐ企業不祥事やグローバル化に伴う様々なリスクの増加など、財務諸表上の財務情報だけでは企業の実像を把握できないという限界が露呈し、CSRのような企業の非財務情報に対するニーズが高まってきた¹⁸。そこで、企業にはステークホルダーに対する説明責任が求められるようになってきた。

したがって、企業側には、コスト増となっても自主的にCSR報告書を発行することで、ステークホルダーに対する説明責任、新規顧客に対する知名度向上やブランドなどの差別化戦略を図る必要性が高まってきたものと考えられる¹⁹。

以上のような様々な要因が絡み合って日本企業のCSRが興隆してきたといえる。そこで、現在のCSRに関する法規制はどのようになっているかを次に検討する。

表1 企業の不祥事と売上高の関係



(備考) 1. 財務省「法人企業統計調査」、日本経済新聞社「会社総鑑」、東洋経済新報社「会社四季報」、帝国データバンク「企業情報」により作成。
2. 各企業(13社)の不祥事発生年度を100として、売上高を指数化した上で、当該業界の売上高指数で相対化。

出典：内閣府『平成二十年版国民生活白書』

3 CSR 規制の現状

(1) 日本の法規制

企業活動のルール的基本的なものとして、会社法や金融商品取引法がある。これらの法律が上場会社のディスクロージャーを規制している。

規制理由としては、①情報提供を通じて取締役の行動や会社の活動に関する会社関連規定の実効性担保、②利害関係者による会社情報の収集・分析と比較して、会社側からの法定の情報開示の方が効率的な資源配分が図られること、③当事者間の公平の確保という情報の非対称性の解消、④えり好みの情報開示の抑制が挙

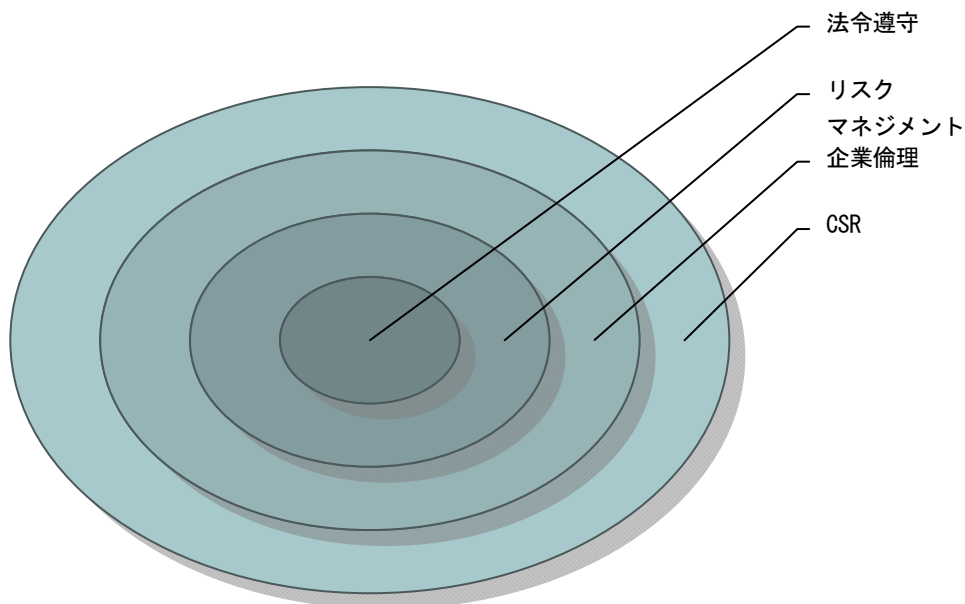
げられる²⁰。

これらの法律によって、企業には事業活動の状況や結果を正しく報告・開示する義務が課されている。また、企業には株主・投資家に対する説明責任がある。

しかしながら、CSR は企業倫理や企業の社会貢献等の幅広い概念を包含しているために、あらゆる CSR 活動に法的強制力をきかせて CSR 遵守を企業に要請するのは難しい〈図1〉。

それでは、CSR 遵守を推進するため、現行法上の CSR に関するエンフォースメントはどのようなになっているだろうか。

図1 CSR、企業倫理（広義のコンプライアンス）、リスクマネジメント、法令遵守（狭義のコンプライアンス）との関係



出典：水尾順一『CSRで経営力を高める』（東洋経済新報社、2005年）54頁、新日本インテグリティアシュアランス『インテグリティマネジメント—コンプライアンス—法令遵守を超えてCSRの実現へ—』（東洋経済新報社、2006年）23頁を参考に筆者作成。

(2) エンフォースメント

CSR全般のルール化は難しいものの、CSRの中核をなす法令遵守やリスクマネジメントの内部統制違反に関しては、刑事上、行政上、民事上のエンフォースメントが存在する。効果的なエンフォースメントは、CSR情報ディスクロージャーの信頼性を担保するために必要不可欠である。

刑事上のエンフォースメントとしては、重要な事項についての虚偽記載のある内部統制報告書を提出した

者に対しては、個人については5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその併科（金商法197条の2第6号）、法人については5億円以下の罰金が科される（207条1項2号）。有価証券報告書への虚偽記載の場合、個人については10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその併科（197条1項1号）、法人については7億円以下の罰金が科される（207条1項1号）。

行政上のエンフォースメントとしては、虚偽記載のある有価証券報告書を提出した発行者に対する課徴金制度がある（172 条の 2）。発行者に対しては 300 万円もしくは発行有価証券の市場価格の総額×3/10 のうち金額が多い方が課徴金納付命令として課される。近年の企業不祥事を受けて、課徴金納付命令件数は増加傾向にある〈表 2〉。

民事上のエンフォースメントとしては、取締役らに対する有価証券報告書虚偽記載に基づく損害賠償請求

（金融商品取引法 24 条の 4、会社法 429 条 2 項）が可能である。近年、民事上の責任追及をする訴訟は増加傾向にある。多額の証券取引をする機関投資家から高額な責任を追及されるものがある一方、個人投資家による集団的な民事訴訟の提起が盛んになりつつあることが理由として指摘されている²¹。

このように CSR の中核をなす法令遵守やリスクマネジメントについてはエンフォースメントが存在するが、現在の法規制の問題について次に検討する。

表 2 虚偽の有価証券報告書の提出による告発・課徴金勧告件数

	虚偽の有価証券報告書等の提出	
	告発	課徴金勧告
2005 年度	4	1
2006 年度	1	5
2007 年度	2	10
2008 年度	4	12

出典：証券取引等監視委員会の年次報告に基づき筆者作成。

（３）現在の問題点

近年の証券取引法（現、金融商品取引法）の改正によって、CSR の一角をなすコーポレート・ガバナンス、内部統制、リスク情報などの CSR 情報の開示が拡充されてきた²²。

しかし、CSR 領域すべてを対象とした包括的な法規制はない。有価証券報告書では包括的な CSR 情報ディスクロージャーの法的義務は課されていない。そのため、コーポレート・ガバナンスなどの法定開示情報以外の CSR 情報は、企業が自主的に発行する CSR 報告書に記載されるものの、財務情報との関連性がほとんど意識されていない²³。

さらに、CSR 情報のディスクロージャーに関する統一的な基準がないため、各社の開示情報の内容は不均一である。その上、日本企業の CSR 報告書はあらゆるステークホルダーに向けての網羅的報告に終始し、CSR 情報の分析的報告がなされていない²⁴。

したがって、CSR 情報の企業間の比較可能性や信頼性担保が難しく、CSR 情報を自主的に分析している SRI ファンドを除く一般のアナリストにとって、企業の CSR 情報の有用性は依然として低いままである²⁵。資金と労力をかけて CSR 報告書を多くの日本企業が作成しているものの、投資家が経営分析をするために CSR

情報はあまり有効活用されていないのが現状といえる。

以上のような問題点があることから、有価証券報告書や年次報告書において企業が CSR 情報のディスクロージャーを行うために、新たなルール作りによる情報開示制度設計の必要性は高い。

そこで、企業の CSR 情報の効果的ディスクロージャー推進のために今後どのようなことが必要なのかを以下で考察する。

4 考察

（１）CSR のルール作成に向けて

投資家からすれば、CSR 情報と財務への関連付けは経営者の業績予想ガイダンスとして明確であるほど有用な情報になるので、包括的・体系的な CSR 情報ディスクロージャーのルール作成に対するニーズがある。

これに対し、経営者には CSR 情報と業績との関連付けにガイダンスがあるわけではないので、企業にとって CSR 情報の効果的ディスクロージャーをどのように図ったらよいかは難しい問題である。その上、有価証券報告書の中で将来予測を含む CSR のような非財務情報の包括的ディスクロージャーが法定義務とされた場合、訴訟懸念という問題が指摘されている²⁶。

それでは、現行状態の継続と CSR 情報ディスクロージャー促進のどちらが健全な資本市場のために優先すべきであろうか。そこで、訴訟問題というデメリット、そして効果的な CSR 情報開示によって可能になる合理的な投資判断というメリットとを比較衡量してみる。

確かに訴訟問題を完全に否定することはできないものの、そもそも企業活動を行う上で訴訟対策はリスクマネジメントとして必要である。その上、日本の法制度上では CSR 情報のディスクロージャーを法定化したからといって、企業等が訴訟等で多額の負担が強いられる場面は、以下のような理由から心配するほどには多くならないものと思われる。

まず、訴訟全般からみた場合、CSR 情報としての倫理的な方針や予測を開示した後、実際に異なる企業行動を取ったからといって、基本的には債務不履行責任や不法行為責任のような法的ペナルティが課されるわけでない²⁷。よって、倫理的な側面での CSR 情報開示に関しては、取締役等の善管注意義務（会社法 330 条）や忠実義務（355 条）のような任務懈怠責任以外の明確な法的義務はないと考えられる²⁸。

その上、経営上の予測は取締役の経営判断に含まれるところ、事実関係の把握や将来の予測など不確実な要素の中で行わざるを得ないため、判断当時に合理的な調査等が行われ、当該調査等を踏まえた上で合理的な判断が行われれば、後日、取締役などが会社にとって不利益な判断をしていたと判明しても、善管注意義務に反するものではない（経営判断原則）²⁹。

次に、投資家による民事上の責任追及方法を検討する。CSR 情報開示は、取締役らに対する有価証券報告書虚偽記載に基づく損害賠償請求（金融商品取引法 24 条の 4、会社法 429 条 2 項）が問題になる。ここでは、①行為者が役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役または会計監査人）であること、②役員等が事業報告又は監査報告に記載すべき重要な事項について虚偽の記載をしたこと、③役員等が虚偽記載をすることについて悪意または重過失があること（会社法 429 条 2 項の場合）について、投資家が主張立証することが必要である。

しかし、②の虚偽記載の立証は、会社と比べて情報の乏しい投資家にとってはなかなか難しい。その上、

取締役らには経営判断原則から広い裁量権が判例法理上認められている。よって、会社側の敗訴は相当悪質で例外的なものに限られると思われる³⁰。

更に、虚偽記載に対する行政上の責任をみると、実際に課徴金納付命令が課された会社は 2008 年に 12 社と増加傾向にあるものの〈表 2〉、これは東証上場全企業数のわずか 0.5%に過ぎない³¹。

企業内の不法行為等の企業不祥事を未然に防ぐことは、法令遵守などリスクマネジメントの根本にある。むしろ、資本市場の健全化のためには、相次ぐ企業不祥事の発覚や新興市場等での上場審査の甘さのために CSR が不十分な問題企業の存在によって投資家が蒙る損害を最小限に抑える必要性が高いのではなかろうか。高額な損害賠償請求が認められやすく訴訟リスクが高いアメリカのような法制度の国と比べると、日本では CSR 情報ディスクロージャーについて包括的・体系的なルール化を行っても心配されるほど訴訟懸念は高くならないものと思われる。

したがって、投資家からの信頼を高めて資本市場の活性化を図るためには、CSR 情報の包括的・体系的ディスクロージャー制度の設計を行うことは重要性が高いと考える。

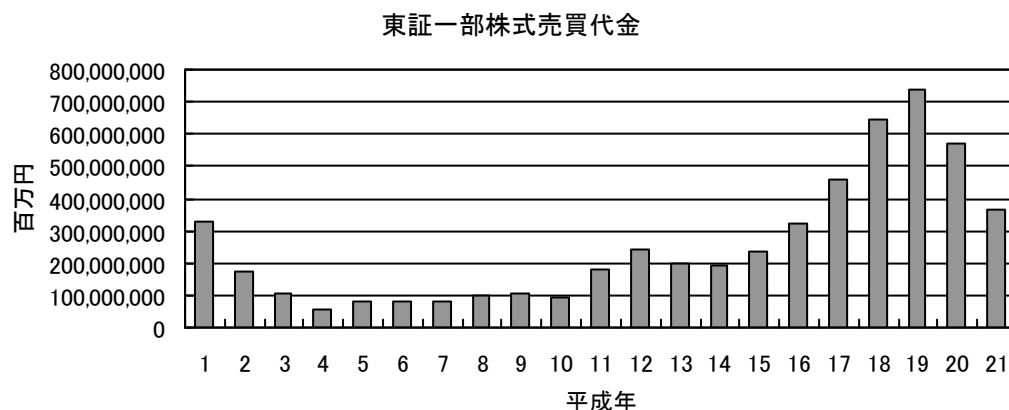
しかしながら、CSR 情報ディスクロージャーのルール化が進んだ場合、企業側には適切な CSR 情報開示による説明責任が、投資家等のステークホルダーからより一層求められるようになるだろう。

（２）提言

バブル崩壊後の東京証券取引所の売買代金の推移をみると、IT 革命や IPO ブーム等で一時期活性化していたものの、サブプライム問題やリーマンショックによる金融危機以降、売買代金総額は著しく減少に転じている〈表 3〉。日本の資本市場が停滞状況にある中、市場活性化に向けて、投資家に対するディスクロージャーは今後益々必要になるだろう。

そこで、投資を促進するために CSR 情報のディスクロージャーをどのように図っていくべきか、以下のような提案を試みたい。

表3 東京証券取引所一部市場株式売買代金総額の推移



出典：東京証券取引所「月間売買高・売買代金」統計資料より筆者作成。

①ソフトローとハードローのコンビネーション

CSR のような非財務情報は財務諸表を補足するだけでなく、全般的な企業情報を高めるための補完機能を有している³²。日本では、近年多くの企業が CSR 報告書を作成・公表するようになっており、これは国際的にみても高水準にある³³。

しかし、コストをかけた立派な CSR 報告書は、統一的ガイドラインがないため CSR 情報の比較可能性や財務情報との関連性が乏しく、投資判断にはあまり有効活用されているとは言えない。

そこで、CSR 情報の会社間の比較可能性、財務情報との関連性などを高めるために、統一的ガイドラインの作成は必要である。倫理的側面など必ずしも法的強制ディスクロージャーがふさわしくない CSR 情報のディスクロージャーを促進するには、まずは金商法や会社法といったハードローよりも東証の自主ルールのようなソフトローを利用の方が望ましいと思われる³⁴。

有価証券報告書における CSR 情報においては、環境 (E)・社会 (S)・ガバナンス (G) の ESG 情報のうち、とくに環境要因の情報開示が進んでいないという指摘がある³⁵。

そこで、CSR 情報開示をより促進するために、たとえば、東京証券取引所の「決算短信の作成要領」の中で CSR 情報の任意開示項目を例示列举する方法が考えられる。東証の自主ルールが定める CSR 関連情報としてリスク情報開示がある。2007 年の東証の調査によれば、上場会社の内で事業等のリスク開示は 1,213 社 (67.2%) が行っていた³⁶。

このように東証の自主ルールは一定の効果が見られるものの、3 割の企業は情報開示すらしていなかった。よって、企業の自主性に任せるソフトローは、市場全体での効果的 CSR 情報開示を必要とする場合、その脆弱感是否めない。

次に、ハードローによる法規制について検討する。ハードローにはエンフォースメントによる法的強制力が伴うために規制の実効性が高まるというメリットと、倫理的側面まで法的強制が課されるので自由な企業活動の阻害要因につながりかねないというデメリットがある³⁷。そこで、両方のバランスを十分に考慮する必要がある、ソフトロー以上の慎重な運用が求められる。

現在、企業側には CSR 報告書や環境報告書で環境情報の開示を自主的に行っているところも多い³⁸。また、環境については地球温暖化対策など早急に対策が必要な問題も多く、世界的に規制強化の流れがある上、環境規制が企業業績を左右する場面が多くなってきた。そのため、環境要因については、有価証券報告書で自主的に開示している企業があるものの CSR 情報としてディスクロージャーを法定で義務付けることも可能と思われる。たとえば、「有価証券報告書の雛形を定めている企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式」の中で、現行法で開示義務のある MD&A (Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations) 項目以外の CSR 情報項目として追加することが考えられる。

②エンフォースメント強化

CSR 情報の信頼性確保のためには、エンフォースメント強化が必要である。特に CSR 情報のディスクロージャーの実効性確保のためには、既存の刑事、行政、民事責任の拡充が不可欠である。CSR の中核は法令遵守やリスクマネジメントのような内部統制の問題であり、この部分のエンフォースメントが十分機能することでその外縁にある倫理的な面での CSR 情報の信頼性も高まっていくからである〈図 1〉。特に、法令遵守、内部統制違反のように既存法制の対象範囲が問題となる場面においては、エンフォースメント強化が有効である。

尚、訴訟懸念に対しては、将来予想のように不確実な CSR 情報に関する取締役等の免責規定挿入や濫訴防止のための訴訟要件の厳格化などの対策が考えられる。

また、その他の既存法制の積極的運用は、企業の CSR 情報開示の信頼性確保に対して相互補完的である。たとえば、独占禁止法はその目的として自由競争とともに公正競争の保護・促進を志向する（1 条）。カルテルや私的独占、取引先に対する不公正な取引等、公正な取引慣行に反する法令違反行為へのエンフォースメントは、CSR 促進のために有用である³⁹。近年は、他国での厳罰化の動きや企業活動のグローバル化等の流

れを受けて、独占禁止法のエンフォースメントは強化される傾向にある⁴⁰。

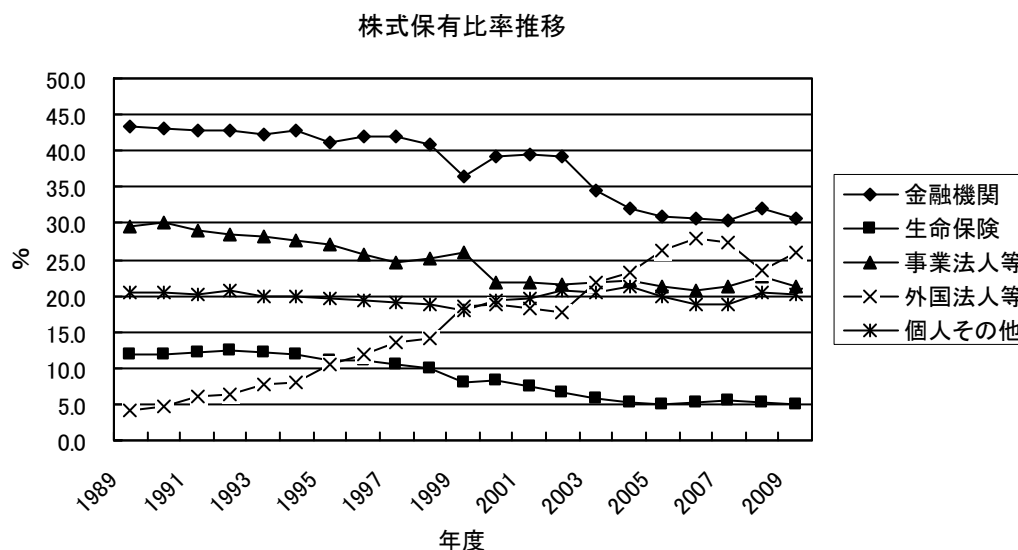
複数の法規制が相互補完的に機能することで、先述したような CSR の第一の側面である適切なコーポレート・ガバナンスや法令遵守による内部統制の徹底が促進される。それを受けて、第二の側面である環境や労働問題などに対し企業が自主的に取り組む倫理的もしくは社会貢献活動としての CSR も高まり、結果的には企業が開示する CSR 情報の正確性や信頼性も高まる方向にいくであろう。

CSR 情報の信頼性担保によって財務情報と非財務情報との関連性が高まり、CSR 情報が投資家に有効活用されるようになれば、ひいては資本市場の質の向上にもつながるものと考ええる。

③情報格差是正

日本の資本市場では、個人株主の株式保有比率（金額ベース）は 20%前後で安定的に推移している⁴¹〈表 4〉。これは、2007 年のサブプライム問題や 2008 年のリーマンショックによる信用収縮の影響を受けて、外国人投資家の売買動向に大きな変化が見られたのとは対照的である⁴²。

表 4 東京証券取引所における株式保有比率推移



出典：東京証券取引所「平成 21 年度株式分布状況調査」より筆者作成。

将来的には IFRS の本格導入によって会計制度のボーダレス化が進み、グローバルな資本取引の増大が予想される⁴³。これに伴い、経済動向の変動で大きくポジションを変える外国人投資家の動向によって、日本の資本市場が受ける影響はより一層大きくなるだろう。

日本の資本市場の健全で持続的な発展のためには、経済動向に左右されずに資本市場を安定的に支えている個人株主の存在は重要である。特に短期的リターン追求に専念する必要のない個人投資家こそ、社会性や地球環境の持続性といった CSR 要因に配慮した長期的な視野での投資を尊重することができる⁴⁴。個人投資家の保護のためには、機関投資家と個人投資家との情報格差是正を図ろうとした英国の OFR (Operating and Financial Review) 制度のような CSR 情報の法定ディスクロージャー制度の導入が有益と考える⁴⁵。

東証全体の上場企業数が減少傾向に転じて資本市場に勢いがなくなっている今日、市場活性化と安定化のためにも個人投資家の尊重は必要である。そして、個人投資家と機関投資家との情報格差是正のために CSR 情報のディスクロージャーのルール化は必要である。

企業の倫理的側面での CSR 情報の信頼性確保には課題が多いものの、まずは出来る範囲から CSR 情報ディスクロージャーのルール化を行うことで投資家と企業との信頼関係を深めるべきである。また、国際的にも CSR 情報ディスクロージャーへの圧力は高まっている⁴⁶。

したがって、CSR 情報の効果的ディスクロージャーに向けたルール化の推進は、金融商品取引法の目的である投資家保護 (1 条) に資する上、ひいては資本市場の活性化につながるものと考ええる。

(文末脚注兼参考文献)

- ¹ スーザン・ストレンジ著 桜井公人訳『国家の退場—グローバル経済の新しい主役たち—』(岩波書店、1998 年) 16 頁以下。
Susan Strange, *The Retreat of the State: The Diffusion of Power in the World Economy*, §1 (Cambridge University Press, 1996)
- ² 金子勝『新・反グローバリズム 金融資本主義を超えて』(岩波書店、2010 年) 285 頁。
- ³ 谷本寛治「新しい時代の CSR」谷本寛治編著『CSR 経営』(中央経済社、2004 年) 5 頁。
- ⁴ http://www.meti.go.jp/policy/economic_industrial/press/0005570/0/040910csr.pdf
- ⁵ 「企業の社会的責任の欧州枠組みの促進」COM(2001)366. http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/com/2001/com2001_0366en01.pdf
- ⁶ 谷本・前掲注 3・5 頁。
- ⁷ 2001 年から始まった WTO (世界貿易機関) のドーハラウンドは世界の通商ルールを定める交渉であるが、先進国と途上国との利害対立が根深く、一向に交渉が終結しない状況にある。
- ⁸ 日本経済新聞 2010 年 9 月 3 日夕刊。
- ⁹ 須網隆夫「企業の社会的責任 (CSR) と環境保護」日本国際経済法学会年報 (法律文化社、2009 年) 39 頁。
- ¹⁰ 現在、135 国の 5,000 以上の企業、1,500 の政府・NGO が署名者として参加している。参加団体の地域としては、ヨーロッパが最大、次いでラテンアメリカ、三番目がアジアである。署名企業数としては、フランスが 1 位、スペインが 2 位、メキシコ 3 位とラテン系の国が上位を占め、アメリカ 5 位、中国 6 位、インド 7 位、韓国が 14 位、日本は 17 位である。中国、インドなど新興国企業の参加は意外に多い。日本は LN が 2003 年に設立されて加盟団体数は増加し、2008 年頃からは急激に増えている。国連グローバル・コンパクトは 2008 年には 3,000 回以上もメディアに登場し、国際的な関心は高まっている。以上 国際連合「国連グローバル・コンパクト 2008 年次報告書」5-8 頁。
http://www.unglobalcompact.org/docs/news_events/9.1_news_archives/2009_04_08/GC_2008AR_FINAL.pdf
- ¹¹ GRI, "The Amsterdam Declaration on Transparency and Reporting", March 2009
<http://www.globalreporting.org/CurrentPriorities/AmsterdamDeclaration/>
- ¹² 平田光弘「企業の社会的責任と企業行動」舩富順久他著『コーポレート・ガバナンスと CSR』(中央経済社、2006 年) 118-119 頁。
- ¹³ 谷本・前掲注 3・24-28 頁。
- ¹⁴ 谷本寛治「社会から信頼される企業システムの確立に向けて」小林俊治=百田義治『社会から信頼される企業—企業倫理の確立に向けて—』(中央経済社、2004 年) 35-37 頁。
- ¹⁵ Id. 37 頁。2000 年に関西経済連合会が「企業と社会の新たな関わり方」を発表し、CSR の動向と日本の課題をいち早く提示した。2003 年には経済同友会が「市場の進化と社会的責任経営」を発表し、CSR を的確に理解した上で今後 CSR 経営に取り組むことの重要性を訴え、企業の社会的評価基準を独自に示してメンバー企業が率先して自己評価していくことを求めている。日本経済団体連合会は、2004 年に CSR の視点を中心に見直しを行い「企業行動憲章」を改定した。さらに、2005 年には企業が自主的に CSR を推進するための「CSR 推進ツール」を作成した。
- ¹⁶ CSR は生産性を下げるとして CSR にネガティブな企業利潤最大化説として、See, M. Friedman, *The Social Responsibility of Business is to Increase its Profits*, N. Y. Times, Sep. 13, 1970. これに対して、生産性向上と CSR は両立するという CSR にポジティブな CSR 企業戦略説として、See, M. E. Porter and M. R. Kramer, *Strategy and Society*, Harv. Bus. Rev. Dec. 2006, 78.
- ¹⁷ 企業の CSR 推進はコーポレーション・レピュテーションを高めるという実証分析もある。イギリスの産業に関する実証研究によれば、調査対象の 227 社、全 12 産業の平均を見た場合、コーポレーション・レピュテーションと社会業績 (地域、環境、従業員関係) との間に正の相関関係が認められるという。櫻井通晴『コーポレーション・レピュテーション』(中央経済社、2005 年) 104 頁。
See, Stephen Brammer and Stephen Pavelin, *Building a Good Reputation*, 22 Eur. Mgmt. J., Dec. 2004, 704-713.
- ¹⁸ 勝山進「CSR の進展と企業報告拡充化の課題」企業会計 61 巻 10 号 5 頁。

- ¹⁹ Porter, *supra* note 16 at 81. 多くの企業はCSR報告書を事業活動や戦略としてではなく、PRやメディアキャンペーンとして行っている。
- ²⁰ 弥永真生「なぜ法はディスクロージャーを規制するのか」柴健次ほか編著『現代のディスクロージャー—市場と経営を革新する—』（中央経済社、2008年）91—92頁。久保大作「開示制度」山下友信・神田秀樹編『金融商品取引法概説』（有斐閣、2010年）59頁。
- ²¹ 山下友信「金融商品取引法のエンフォースメント」Id(2010年)457頁。
- ²² 2003年からリスク情報、MD&A (Management Discussion and Analysis) 情報、ガバナンス情報、親会社情報の開示が求められるようになった。黒沼悦郎『金融商品取引法入門』（日本経済新聞社、第3版、2009年）74頁。さらに、2009年には、事業の状況として、財政状態および経営成績関連事項のみならずキャッシュ・フローの状況についても開示対象となった（内閣府令第5号）。勝山・前掲注18・11頁。
- ²³ 橋本基美「資本市場における非財務情報の活用」谷本寛治編著『SRI 新しい企業・金融』（東洋経済新報社、2007年）75頁。
- ²⁴ 海野みづえ「非財務情報の開示とCSR報告書の保証—海外の開示規制の現状と日本企業への波及—」企業会計57巻8号（2005年）128頁。
- ²⁵ 黒川行治「機関投資家、資本市場の実態と会計情報」黒川行治編著『実態分析 日本の会計社会—資本の質と利益の質—』（中央経済社、2009年）80頁。
- ²⁶ 橋本・前掲注23・78頁。
- ²⁷ 予測や方針の開示は、それ自体では法律効果が発生しない単なる情報伝達としての観念の通知や意思の通知に過ぎないからである。
- ²⁸ 英国の貿易産業省（DTI）が2002年7月に公表した「会社法の現代化」白書によれば、英国の会社法ではOFRを含む年次報告書のいずれの部分についても法的責任を明文化せず、取締役は職務上当然果たすべき慣習法上の注意義務が存在するだけである。上妻義直「英国におけるOFRの制度化（上）OFRとは何か」企業会計57巻9号（2005年）118頁。
- ²⁹ 経営判断原則に関する裁判例として、東京地判平成16・9・28 判例時報1886号11頁①事件。
- ³⁰ 経営判断原則の下、取締役らが法的責任を問われるのは、「判断の推論過程が著しく不合理」な経営判断の場合に限られており、法的責任を負わせるには高いハードルが課されているといえる。國廣正他著『内部統制とはこういうことだったのか』（日本経済新聞社、2007年）77頁。
- ³¹ 2009年末現在の全上場企業が2,334社である。東証統計資料参照。
<http://www.tse.or.jp/listing/companies/b7gje6000000pj9r-att/past.pdf>
- ³² 倍和博『CSR会計への展望』（森山書店、2008年）119頁。
- ³³ CSR報告書を作成・公表した企業の割合として、世界の主要22カ国の売上高上位100社を対象とした2008年のKPMGの調査では、日本は88%と世界でトップである。第二位は英国の84%、第三位は米国の73%である。
See, KPMG, *International Survey of Corporate Responsibility Reporting*, 2008 pp16. Figure3.3
<http://www.kpmg.com/Global/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Documents/International-corporate-responsibility-survey-2008.pdf>
- ³⁴ ソフトローとは、一般的には条約や慣習法として固まる前の段階の規則として確立されていない規範をいう。その対比が従来の実体的法源であるハードローである。島田征夫ほか編著『ケースで学ぶ国際法』（成文堂、1997年）38頁。
- ³⁵ 日本公認会計士協会「企業価値向上に関するKPIを中心としたCSR非財務情報項目に関する提言」経営研究調査会研究報告第28号（2006年7月）7頁。
- ³⁶ 東京証券取引所「平成19年3月期決算短信の開示状況」（2007年11月）12頁。
<http://www.tse.or.jp/rules/kessan/tanshin/k-yoryo/b7gje60000005vhd-att/071112.pdf>
- ³⁷ See, D. McBarnet, Corporate social responsibility beyond law, through law, for law, in *The New Corporate Accountability* 44 (D. McBarnet, A. Voiculescu & T. Campbell ed., 2007).
- ³⁸ 海外事業活動関連協議会著「わが国におけるCSRレポーティングの現状と課題」『グローバル経営時代のCSR報告』（日本経団連出版、2010年）26頁。
- ³⁹ 辛島睦「企業倫理の確立とコンプライアンス・マネジメント」前掲注12・76頁。
- ⁴⁰ 「公正取引委員会平成20年度年次報告」第1—2—（1）独占禁止法違反行為の積極的排除によれば、平成20年度は迅速かつ実効性のある法運用を行うという基本方針の下、17事件で総額270億3,642万円という過去最高の課徴金の納付を企業に命じている。
<http://www.jftc.go.jp/info/nenpou/h20/index.html>
- ⁴¹ 東京証券取引所統計資料。<http://www.tse.or.jp/market/data/examination/distribute/b7gje6000000508d-att/bunpu2009.pdf>
- ⁴² 吉川浩史「金融危機の影響を受けたわが国の株式保有構造」資本市場クオーターリー夏号（野村金融研究所、2009年）3頁。
<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2009/2009sum21web.pdf>
- ⁴³ 外国人投資家が評価する日本企業の特徴としては、①グローバル競争で優位性を確立した企業、②グローバル企業のサプライチェーンに食い込んでグローバル企業にとって必要不可欠となっている企業、③BRICsの消費拡大やインフラ整備から恩恵を受ける企業と指摘がある。菊池正俊『外国人投資家』（洋泉社、2007年）161頁。これらはいずれもグローバルな事業展開を行う企業であり、IFRS導入ニーズのある企業といえる。
- ⁴⁴ CSRやSRIの発展には個人投資家が鍵を握るという指摘がなされている。岡本亨二『進化するCSR—「企業責任」論を超えた＜変革＞への視点』（JIPMソリューション、2008年）54頁。
- ⁴⁵ OFRの意義とは、一般投資家と機関投資家との情報格差是正を通じて公平性の改善、開示情報の比較可能性確保と投資家保護のためにCSR情報を公的開示に移行させることであった。古庄修「英国会社法改正議論とOFR開示規制」会計164巻1号（2003年）70頁。
- ⁴⁶ IASBでは、財務報告の目的に資する財務諸表外情報をMC (Management Commentary) として、その開示要求を図るためのフレームワークを検討しており、将来的にはMCフレームワークとして各国に導入を促すことも考えられる。
See, IASB Discussion Paper, *Management Commentary* (2005).
<http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/0FE78C14-8AF9-4CFB-A764-40B1A08E0DF5/0/DPManagementCommentary.pdf>

経済的実質セグメントを機軸とした新たなディスクロージャー

専修大学大学院 経営学研究科 博士後期課程

宮川 宏



はじめに

近年、ディスクロージャー制度は、情報内容の充実の観点から拡充された。多くの会計基準は、国際的会計基準と同レベルにするために改正された。会計情報利用者においては、会計情報の量的拡大がなされ、開示情報を、理解または利用しきれない現象を生み出していると考えられる。

そもそもディスクロージャーは、企業の本質を、理解してもらうための情報を示すものである。しかし、社会経済環境の変化と、会計情報利用者のニーズの変化により、会計情報の理解可能性が低下し、情報利用の観点が、形骸化されているなかで、大まかに企業というものは理解できても、本来の企業の経済的実質が理解できないと考える。

会計ディスクロージャーの方向性においては、企業の経済的実質から得た会計情報を、開示すべきである。ディスクロージャーでは、会計情報利用者指向が強まり、情報利用の観点が必要である。企業の経済的実質を示すセグメンテーションには、マネジメントの意思決定が明確であるマネジメント・アプローチに、企業の抱える産業リスクを加え、企業の将来の方向性を事業ポートフォリオで示した、セグメント分類を用いる。

本論文では、会計情報利用者の観点にたち、経済的実質ディスクロージャーの有用性について、次の3点を中心に検討している。

第1に、経済的実質セグメントのディスクロージャーが、従来のアプローチより、望ましい理由を考察する。ここでの議論は、経済的実質セグメントの開示は、会計情報利用者の経済的意思決定に利用されるか、そして有用であるかに焦点をあてる。

第2に、企業の経済的実質を示すためのセグメンテーション方法を検討する。日本の会計基準におけるセグメンテーション方法は、産業アプローチからマネジ

メント・アプローチへと変更になった。しかし、企業の報告セグメントをみれば、その構成内容の変更がなされていない点があり、マネジメント・アプローチの役割が、失われている問題について検討している。

第3に、経済的実質セグメントのディスクロージャーは、会計情報の業績指標性と、どのような関係であるか検討する。その結果、経済的実質ディスクロージャーは、会計情報利用者の経済的意思決定に利用され、利用者の理解可能性を向上させることを主張する。

1. セグメント情報開示の現状

セグメント情報の開示は、1991年3月期から有価証券報告書への記載が開始された。セグメント情報は、企業の連結決算の理解を深めるために、事業別や地域別の収益を示したものであり、企業がどの事業や地域で利益獲得しているかを、一目でわかるようにするものである。開示対象は、1995年3月期から営業利益、1996年3月期から資本的支出、減価償却費などの記載へ拡張した。セグメント開示制度は、20年余り経過した。セグメント情報基準は、企業を取り巻く社会経済環境の変化と、国際的会計基準へのコンバージェンスで改正され、2010年4月から適用開始となった。

改正基準の特徴は、セグメンテーション方法が従来の産業アプローチから、米国財務会計基準審議会の SFAS No. 131 と、国際会計基準審議会の IFRS No. 8 で採用されている、マネジメント・アプローチを取り入れたことである。多くの企業は、改正基準の早期適用を、慎重に対応したため、早期適用した企業数は極めて少ない。

従来では、米国会計原則の例外規定で、日本基準でのセグメント情報の作成を容認していた。しかし、2008年9月に、米国会計原則の例外規定の排除¹が決定し、すべての外国登録企業は、ASC² No. 280「セグメント

報告」(旧 SFAS No. 131)を適用した。このことは、日本基準でのマネジメント・アプローチを導入した際、報告セグメントが変化する動向を知るうえで、有益である。そのためには、ASC No. 280 を適用した企業について、報告セグメントが、どのように変化するか調べる必要がある。

株式会社イーオーエルが提供する企業情報データベースサービス「eol」を用いて、2006 年度から 2010 年度までの、マネジメント・アプローチ導入の推移を調べた。調べた結果によれば、「IFRS&SEC 基準適用企業」は 35 社ある。そのうち、東京証券取引所(一部)上場企業は 34 社であり、JASDAQ 上場企業は 1 社である。

図表 1 IFRS&SEC 基準適用企業の集計結果

	産業アプローチの適用企業数	(複数セグメント開示企業の数)	(単一セグメント開示企業の数)	マネジメント・アプローチの適用企業数	(複数セグメント開示企業の数)	(単一セグメント開示企業の数)	合計
2006年度	13	11	2	22	19	3	35
2007年度	12	10	2	23	20	3	35
2008年度	11	9	2	24	21	3	35
2009年度	10	8	2	25	23	2	35
2010年度	0	0	0	33*	31	2	33**

2006, 2007, 2008, 2009 年度までは SFAS No. 131 を適用。

2010 年度から ASC No. 280 を適用。

* IFRS 第 8 号を適用企業が 1 社あり。

** 2010 年 12 月決算の 2 社を除く。

(出所:筆者作成)

図表 1 の 2006 年度から 2010 年度までの推移では、セグメンテーションの特徴が明らかである。1 つ目は、従来、単一セグメントでの開示企業は、マネジメント・アプローチにより、複数セグメントになった点、2 つ目は、重要性基準(売上高の 10%未満)により、開示されない事業が、開示された点、そして、3 つ目は、マネジメント・アプローチの導入企業は、事業内容の整理によるセグメントの縮小や、事業拡大、買収によるセグメントの増加、およびセグメント範囲の変更、重要性の変更、意思決定単位の変更などの理由で、セグメント区分が見直されている点である。3 つの特徴は、マネジメント・アプローチの利点と考えられる。

調べた結果によれば、適用基準の変更企業の一部には、セグメント内容の変化、セグメント数の増加が見られた。一方で、多くの報告セグメントは、従来の産業アプローチと同様であり、セグメント内容も変化していないことや、単一セグメントを開示する企業の存在も判明した。つまり、企業は、アプローチ方法が変

更されても、セグメントの見方の変化がないといえる。

マネジメント・アプローチによる分類方法では、マネジメントの視点によるセグメントを作成する。マネジメント・アプローチによる報告セグメントは、従来のアプローチによるセグメントと異なる切り口であり、毎期もしくは適宜見直されてもよいと考える。報告セグメントでは、マネジメントの判断で重要性基準を取り入れ、会計情報利用者に適切な情報が開示されないように考えられる。

以上のことは、マネジメント・アプローチの問題点である。マネジメント・アプローチによるセグメント情報開示では、会計情報利用者が、マネジメント目線による区分で情報利用できるが、客観性の高い区分とはいえない。そして、マネジメント・アプローチの分類方法は、マネジメントが開示情報をセーブしていると考えられ、企業の経済的実質に関する情報の量、質的低下がおき、会計情報利用者にとって、十分ではない情報と考える。

次に、会計情報利用者が、利用できる情報として、経済的実質を軸としたディスクロージャーの目的を述べていく。

2. 経済的実質を軸としたディスクロージャーの目的

一般に企業は、法的実体で捉えられている。もともと会計ディスクロージャーの理論は、主に、企業が単一事業部門である場合を想定していた。しかし、現在の多角的経営活動を行う企業には、企業実態を報告する手段として適さなくなってきたと考える。従来の開示方法では、多角的経営活動を行う企業は、会計情報利用者における、会計情報の理解可能性の低下を招いていると考えられる。そのため会計情報利用者は、時代に対応した情報開示を求め、連結財務諸表の議論がされたと考える。加古[1973]は「単一産業分野における企業活動を前提として展開されてきている」³と、連結財務諸表が議論される頃の財務諸表の特質を指摘している。

企業は、経営規模の拡大や多角化、合併や買収により、経営活動領域を拡大したため、リスクの異なる事業をもち、グループの中に多数の子会社をもつ経営を行う。会計情報の開示制度は、個別財務諸表中心から連結財務諸表中心へ変化した。連結財務諸表は、企業集団における個々の企業の会計情報を統合し、企業集団の業績情報を開示し把握するためにある。

会計情報の統合は、会計情報利用者の意思決定に有用な会計情報を失わせている。連結財務諸表では、企業集団における個々の企業の会計情報、つまり企業の経営活動から生じた収益および費用を合算し、または、相殺した結果を報告しているが、企業の多角化および国際化した場合、従来の連結財務諸表の開示だけでは、企業の経済的実質に係る情報が必ずしも明らかにならないと考える。成田[1991]は「大企業が、世界をまたにかけたかたちでコングロマリット化し、多国籍化してきたからである」⁴と述べ、セグメント別情報開示が求められる理由について、同様の見解である。連結財務諸表におけるセグメント情報は、連結財務諸表を分割し、各事業の状況を把握するための補足資料として扱われていた。

従来、法的実体であった企業は、マネジメントの主観により、連結範囲の選択をおこない、会計方針を決定し、開示情報を定めていた。会計情報の集約は、会計情報利用者の情報利用に制限をかけ、本来報告すべき企業実態を、開示しているとはいえない。マネジメントによる恣意的な情報開示では、企業の経済的実質を示しているとはいえず、会計情報利用者は、企業の経済的実質を適切に把握することができないのである。集団経営が中心となった現在の会計ディスクロージャーの状況は、時代に即した情報開示ではないと考えられる。それゆえ、会計ディスクロージャーは、会計情報利用者の観点から、企業の経済的実質を示す開示方法が有効である。

本論文でいう経済的実質とは、ある企業集団を示すために利用したすべてであり、マネジメント視点に産業リスクを加味した、企業の将来の状況を踏まえた姿を指す。そして、経済的実質を軸としたディスクロージャーの目的は、企業の将来方針を踏まえた経済的実質をセグメンテーションして、セグメントの状況を知らせ、会計情報利用者の経済的意思決定に利用する情報を示すことである。企業の情報開示は、会計情報利用者の観点を取り入れ、経済的実質を軸としたディスクロージャーをおこなうことで、客観性をもち、企業の価値増大活動への理解が深まると考える。

会計情報利用者は、適切な情報を知るうえで、企業の経済的実質をセグメンテーションした開示情報を用い、企業の経営戦略と組織構造との関連を検討し、マネジメントの選択した経営戦略を評価することができる。企業業績の評価には、マネジメントの意思決定を把握でき、結果として、業績を評価するものが求められ、マネジメント・アプローチによるセグメンテーションを用いる必要がある。

しかし、マネジメント・アプローチによる分類では、上記でも示したようにセグメント区分が多様化し、経営者の恣意性が入り、会計情報利用者の意思決定に、十分な会計情報を提供していない。会計情報利用者は、経済的実質の業績を正しく理解し、合理的な意思決定をおこなうための方法を求めている。その方法として、経済的実質をセグメントに分類するアプローチが求められる。

3. 経済的実質ディスクロージャーに用いるセグメント分類

本節では、経済的実質ディスクロージャーに用いるセグメント分類を検討していく。経済的実質のセグメンテーションでは、会計情報利用者による情報利用の観点から、マネジメント・アプローチに外部環境リスクの視点を加えた、セグメント分類を用いるべきである。なぜならば、会計情報利用者は、経済的意思決定に利用できる会計情報が必要なためである。企業は、将来の方向性を示した事業ポートフォリオを、セグメント別に開示すべきと考える。

セグメンテーションの問題には、一つは、産業アプ

ローチで区分したため、画一的なセグメントになったことである。もう一つは、マネジメント・アプローチによる報告セグメントでは、マネジメントの判断で開示情報を制約し、会計情報利用者の情報利用の観点に欠けていることである。

図表2では、日立製作所株式会社（以下、日立）、株式会社東芝（以下、東芝）、三菱電機株式会社（以下、三菱電機）、パナソニック株式会社（以下、パナソニック）、ソニー株式会社（以下、ソニー）、オムロン株式会社（以下、オムロン）、各社の2009年3月期と2010年3月期における、セグメント情報での報告セグメント名を示している。

図表2 各社のセグメント変遷

企業名	年度	セグメント数	セグメント名										
日立	2009年度	7	情報通信システム	電子デバイス	電力・産業システム	デジタルメディア・民生機器	高機能材料	物流及びサービス他	金融サービス				
	2010年度	11	情報・通信システム	電力システム	社会・産業システム	電子装置・システム	建設機械	高機能材料	オートモティブシステム	コンポーネント・デバイス	デジタルメディア・民生機器	金融サービス	その他
東芝	2009年度	5	デジタルプロダクツ	電子デバイス	社会インフラ	家庭電器	その他						
	2010年度	5	デジタルプロダクツ	電子デバイス	社会インフラ	家庭電器	その他						
三菱電機	2009年度	6	重電システム	産業メカトロニクス	情報通信システム	電子デバイス	家庭電器	その他					
	2010年度	6	重電システム	産業メカトロニクス	情報通信システム	電子デバイス	家庭電器	その他					
パナソニック	2009年度	5	デジタルAVCネットワーク	アプライアンス	電工・パナホーム	デバイス	その他						
	2010年度	6	デジタルAVCネットワーク	アプライアンス	電工・パナホーム	デバイス	三洋電機	その他					
ソニー	2009年度	5	エレクトロニクス	ゲーム	映画	金融分野	その他						
	2010年度	7	コンシューマープロダクツ&デバイス	ネットワークプロダクツ&サービス	B2B&ディスク製造	映画	音楽	金融	その他				
オムロン	2009年度	6	インダストリアルオートメーション	エレクトロニクスコンポーネンツ	オートモーティブエレクトロニクスコンポーネンツ	ソーシャルシステムズ	ヘルスケア	その他					
	2010年度	6	インダストリアルオートメーション	エレクトロニクス&メカニカルコンポーネンツ	オートモーティブエレクトロニクスコンポーネンツ	ソーシャルシステムズ・ソリューション&サービス	ヘルスケア	その他					

（出所：各社の有価証券報告書より筆者作成）

2009 年 3 月期におけるセグメンテーション方法は、日本の連結財務諸表規則に準拠し、製品・サービスの種類、性質、製造方法、販売方法等の類似性を勘案した区分である。産業アプローチを用いた方法では、標準産業分類に従った区分のため、企業間比較は容易であるが、画一的で、企業の経済的実質を正確に示していない。

2010 年 3 月期におけるセグメンテーション方法は、適用基準を変更したが、経営資源の配分の決定及び業績の評価を行う構成単位と、市場、製品及びサービスの性質などの要因による単位を、総合的に勘案した区分である。企業は、マネジメント・アプローチを用いた開示においても、セグメントの比較可能性、継続性を重視したため、2009 年 3 月期と 2010 年 3 月期の報告セグメントの変化がみられない。

従来のセグメント情報では、企業がセグメンテーション方法を変更した場合も、開示情報の比較可能性や継続性を維持するためのアプローチを用いる。企業は、事業の収益性やリスク状況を十分開示していない。会計情報利用者は、企業の経済的実質を理解できず、経済的意思決定に利用できないと考える。加賀谷[2007]は、多角化企業の投資戦略と開示方針の関係性を検証した結果として「競争優位や企業の将来性をきめ細かく理解してもらうため、セグメント情報の開示に積極的に取り組んできた可能性が高い」⁵と指摘し、企業実態の理解にはセグメント別の開示に取り組むべきと、同様の考えである。マネジメント・アプローチの利用は、会計情報利用者が、マネジメントの意思決定や重要性を、理解するためである。経済的実質のセグメンテーションには、マネジメント・アプローチによる区分軸の利用が有効なひとつといえる。

もうひとつの区分軸には、企業を外部環境リスクからみた区分軸が必要である。なぜならば、リスクは事象の生じる可能性⁶であり、企業を持つリスクは企業の経営環境で異なり、すべての企業が、同様のリスクを持つことはないと考えるからである。企業の経営活動は、企業内の製品、市場、事業、地域などで、事業の活動区分が異なり、事業上の収益性、成長可能性、リスク内容やリスク許容度が異なるためである。リスクとは、企業の将来における成長や継続を揺るがす、

外部事象の生じる可能性と考える。

企業の外部環境要因は、主要な仕入先からの与信または取引継続の拒絶、主要な市場または得意先の喪失、事業活動に不可欠な重要な権利の喪失、事業活動に不可欠な重要な資産の処分、巨額な損害賠償金の負担の可能性、ブランド・イメージの著しい悪化などである。企業は、事業特性、地域特性、法律、規制、政策、政府（行政）による措置、地政学的リスク、顧客や製品などの収益獲得要因等のリスクをもつ。企業の外部環境要因は、企業のもつリスクである。言い換えれば、産業リスクといえる。

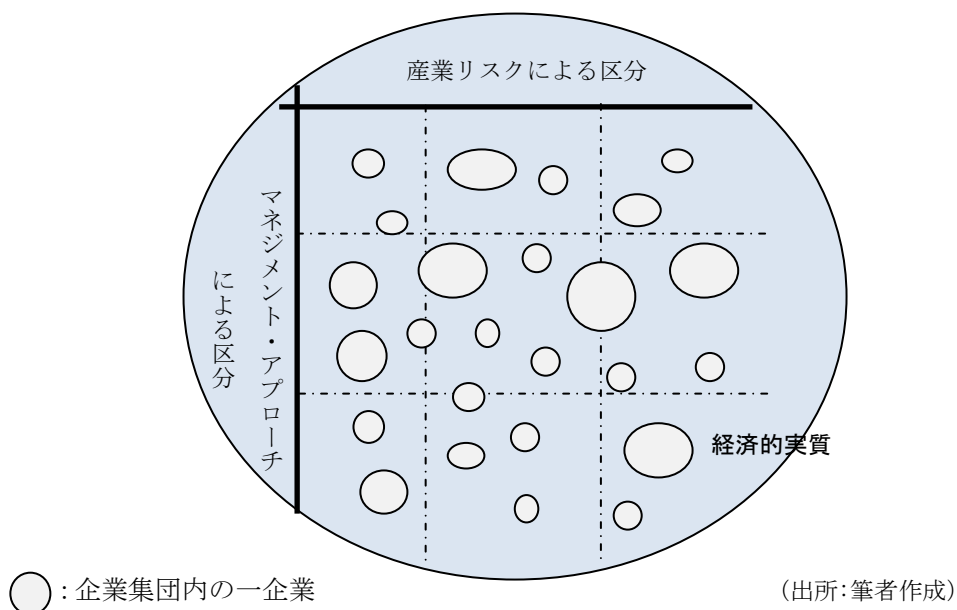
本論文での産業リスクは、企業を取り巻く、競争上の相手、新技術の出現、将来の方向性、事業に関する法律や規則、ガバナンスに、影響を与える外部環境リスクである。企業の外部環境リスクは、企業の将来の方向性を示すものと考ええる。企業は、外部要因によって将来、企業の目的を達成できないリスクをもつ。産業リスクは、企業の継続や収益性に結びつくと考ええる。マネジメントは、企業の外部環境リスクを明確化し、開示することで、企業の経済的実質を明らかにすることができると考える。浅野[2004b]は、「セグメント情報の開示は新規参入を招き、競争優位な状態を失わせる恐れがあるため、それを回避したい経営者はセグメント情報の開示を控えようとする」⁷と指摘する。マネジメントは、企業の将来の方向性を示すディスクロージャーをおこなう必要がある。産業リスクの開示は、マネジメントのモニタリングにより、企業の不利に働かず、会計情報利用者にも、経済的実質を知る手段として有益と考える。

企業の経済的実質を示す分類方法は、マネジメントの意思決定が明確であるマネジメント・アプローチを利用し、企業のもつ産業リスクを加えた、事業ポートフォリオのセグメントを用いるべきである。経済的実質ディスクロージャーでは、企業全体のリスクを把握でき、将来の動向を知ることが可能である。会計情報利用者は、企業の経済的実質について客観的な業績情報を利用できる。経済的実質ディスクロージャーは、会計情報利用者志向の開示であり、経済的実質の業績情報を知れると考える。

図表 3 は、企業の経済的実質を開示する方法である。セグメンテーション方法は、マネジメントによる企業の将来性を示す、事業ポートフォリオをセグメントに分類する。経済的実質ディスクロージャーでは、企業

の将来の方向性を加味した会計情報が、セグメント単位で示される。会計情報は、経済的実質の業績指標であり、会計情報利用者の経済的意思決定に利用され有益である。

図表 3 経済的実質のディスクロージャー



4. おわりに～経済的実質ディスクロージャーの意義

企業は、集団内に、複数の事業領域がある場合、収益性、成長可能性、リスク要因が異なる事業活動をおこない、事業領域に関係ない企業を合併または買収し、企業規模を拡大している。それが、非関連型の多角経営企業である。非関連型の多角経営企業では、ある事業で、独占的にあげた利益を、他事業の損失あるいは低収益事業への補填に利用可能である。会計情報利用者は、企業が統合され、会計情報の集約がおこり、利用可能な会計情報の量が減少するため、企業全体の収益性、成長性、危険度を、評価することが困難になる。経済的実質ディスクロージャーでは、事業ポートフォリオをセグメント分類し、利用者の理解を得る会計情報を提供すべきである。

企業の情報開示において、会計情報利用者視点であることは、会計情報の質的向上に繋がる。経済的実質開示は、企業の将来の方向性を示したセグメントをひとつの会計単位として用いる。経済的実質セグメントの会計情報は、企業の業績指標情報を提供する。会計情報利用者は、経済的実質の開示情報により企業の経

済的実質を把握でき、企業業績の理解可能性が高まる。経済的実質ディスクロージャーは、会計情報利用者の企業評価に利用され、経済的意思決定をするうえで有用になると考える。

会計ディスクロージャーにおいて、複雑化し多様な事業展開をする企業の実態を、明瞭に開示する工夫が求められる。企業の情報開示目的は、企業価値の向上の活動を、会計情報利用者に分かり易く知らせるためである。

現在では、多様性（ダイバーシティ）の考え方が議論されている。多様性概念を、企業経営や会計に取り入れ考えれば、多視点からの企業の見方を増やし、産業リスクを認識し、企業全体の力を強めることと考えられる。企業は、会計情報利用者に、多視点で経営活動の理解を得るために、経済的実質に関する情報開示が必要である。経済的実質の理解には、企業のアカウントビリティ（説明責任）が求められ、経済的実質ディスクロージャーを IR 活動に利用することが有用である。

経済的実質セグメントの開示は、企業のアカウンタビリティを高め、経営の多様性のなかで、有用性を発揮すると考えられる。経済的実質の情報開示は、会計情報利用者と意思疎通し、経営の理解を深める手段になる。企業は将来性の開示により、市場からの信頼を得られると考える。

会計情報利用者は、経済的実質の会計情報であれば、企業を外観しても、企業内部者と同等の情報を得ることができる。会計ディスクロージャーにおいて、企業の経済的実質セグメントの情報開示を求めるのは、企業のアカウンタビリティが実行され、経済的実質の詳細な情報を提供するためである。会計情報利用者の視点からみれば、経済的実質ディスクロージャーは、企業の経済的実質と会計情報の業績指標を、理解するうえで有益である。

経済的実質の情報開示は、現在の報告体系で確保されている、会計情報の継続性や比較可能性、外観性、理解可能性を考える必要がある。経済的実質セグメントの問題点は、企業の外部環境にかかわるリスク、マネジメントの業績管理区分の変更に関係するため、経済的実質の変更の性質、変更した理由およびその影響について、詳細に説明する仕組みを考えていかなければならない。

経済的実質ディスクロージャーは、会計情報利用者の経済的意思決定に有用であり、かつ会計情報の理解可能性を向上させるものとする。経済的実質の開示は、会計情報利用者の視点からみれば、経営分析に有効となる。経済的実質ディスクロージャーは、客観性の高いセグメントが把握できる。そして、経済的実質セグメントの会計情報は、単なる分析資料ではなく、業績指標となる。

〈文末脚注〉

¹ 従来、特定の外国登録企業において、米国証券取引法（1934 年法）に基づき、米国証券取引委員会へのファイリングにあたり、米国会計原則でのセグメント開示を免除されていた。しかし 2008 年 9 月に、米国証券取引委員会が「外国発行会社の報告強化」規制を発行したことにより、他の規制と同様、外国登録企業が米国会計原則に基づくセグメント開示を省略することができる規定が削除された。この規定は、2009 年 12 月 15 日以降に終了する連結会計年度より適用になり、2009 年 4 月 1 日より開始する連結会計年度より、開示される全ての連結会計年度において、ASC No. 280「セグメント報告」を適用することになった。

² 米国会計基準は、従来、『会計研究公報』、『会計原則審議会意見書』及び『財務会計基準審議会基準書』等の複数の基準書等により構成されていましたが、2009 年 7 月 1 日より、“FASB Accounting Standards Codification”（以下、「ASC」という。）のもとに統合再整理された。

³ 加古[1973] p. 37

⁴ 成田[1991] p. 45

⁵ 加賀谷[2007] p. 79

⁶ 永見[2002]は、リスクを「何らかの「事象」が生じる「可能性」」（p. 321.）と定義している。永見の説明によれば、「事象」とは、「企業の成長または存続にマイナスの影響を及ぼすもの」（p. 321）であり、「可能性」とは「「未来」を対象とした概念」（p. 321）である。

⁷ 浅野[2004b] p. 78

〈参考文献〉

1. 浅野敬志[2004a]「多角化企業のディスクロージャー戦略(1)」『企業会計』Vol. 56 No. 11 pp. 78-80
2. 浅野敬志[2004b]「多角化企業のディスクロージャー戦略(2・完)」『企業会計』Vol. 56 No. 12 pp. 78-80
3. 加賀谷哲之[2007]「日本企業の多角化行動と開示方針」『会計』Vol. 172 No. 5 pp. 70-85
4. 加古宜士[1973]「多角経営企業の外部報告会計」『産業経理』Vol. 33 No. 1 pp. 37-41
5. 佐藤成紀[2000]「セグメント会計の論点と課題—米国の動向を中心として」『企業会計』Vol. 52 No. 3 pp. 133-139
6. 永田靖[2008]「セグメント別キャッシュ・フロー情報の意義—オリエンタルランドの事例からの考察—」『会計』Vol. 174 No. 2 pp. 82-96
7. 中野貴之[2010a]「セグメント情報をめぐる実証研究(1)」『企業会計』Vol. 62 No. 7 pp. 108-109
8. 中野貴之[2010b]「セグメント情報をめぐる実証研究(2)」『企業会計』Vol. 62 No. 8 pp. 92-93
9. 永見尊[2002]「ゴーイング・コンサーンに関するリスク情報の開示」現代会計研究会編『現代会計研究』白桃書房 pp. 320-329
10. 成田脩身[1991]「セグメント別情報の開示と問題点」『会計』Vol. 13 No. 4 pp. 45-60
11. 蜷木實[1973]「連結報告会計と部門別報告会計—米国における多角経営企業の部門別外部報告の必要性和その問題点」『彦根論叢』Vol. 162・163 pp. 117-133
12. 蜷木實[1975]「部門別外部報告会計の発展とその問題点」『彦根論叢』Vol. 172 pp. 19-37

「第2回プロネクサス懸賞論文」授賞式を弊社にて開催

2010年12月3日（金）午前10時より、弊社において授賞式を開催し、佳作を受賞された國見真理子氏と宮川宏氏に、表彰状の授与などを行いました。

はじめに、弊社代表取締役会長 上野守生より挨拶があり、次いで、黒川行治審査委員長（慶應義塾大学商学部教授）から、受賞論文に関する講評についてお話がありました。

その後、表彰状の授与へと移り、佳作を受賞された國見氏と宮川氏には、弊社会長 上野より表彰状と懸賞金（10万円）の目録がそれぞれ贈呈されました。

受賞されたお2人からは、「企業の情報開示が、利用者にとってよりわかりやすくなるように少しでも貢

献したい」「講評で指摘された箇所については、今後の課題とし、研究に励みたい」等の感想をいただきました。



第3回プロネクサス懸賞論文募集のお知らせ

応募締切予定 2011年9月20日（火）

弊社では、本年も引き続き「プロネクサス懸賞論文」を募集いたします。

日本の企業ディスクロージャー・IRをより効果的で効率的なものにする研究活動支援を目的に、学生、若

手研究者、社会人等の方々から、研究レポートやご提案をいただき、資本市場の健全な発展に寄与していきたいと考えております。

《募集要項（概要）》

・テーマ

上場会社のディスクロージャー・IRをより効果的、効率的なものにするための研究及び提案。

（但し、実証結果を出すための実証研究は不可。）

・応募資格

40歳以下（2011年9月20日現在）の日本在住の方。

大学生・大学院生・研究者・一般社会人等。

個人または共同執筆（2名まで）。

・懸賞金額

最優秀賞 50万円（1名）、優秀賞 30万円（1名）、佳作 10万円（若干名）

◎詳細は、弊社プロネクサス総合研究所サイトをご覧ください。

<http://www.pronexus.co.jp/home/souken/info/index.html>

お問合せ先

株式会社プロネクサス プロネクサス総合研究所
懸賞論文係 佐瀬（させ）・織田（おだ）

TEL：03-5777-3032（平日9:00～17:30）

E-mail：souken@pronexus.co.jp

ディスクロージャー基本問題研究会 活動報告

ディスクロージャー基本問題研究会は、ディスクロージャーを巡る諸問題・論点を調査研究するための常設の研究会として、2007年3月に当研究所内に設置された。当研究会は、その都度の先端的テーマを中心に引き上げて外部講師なども招いた研究報告会を行い、知識の蓄積を図るとともに、その成果等を必要に応じて広報または提言していくことを目的としている。2010年においては、公正価値測定・開示、金融商品といった会計基準の国際的なコンバージェンスの観点から、基準の策定や検討の俎上に上がっている項目を中心に研究会を開催した。なお、企業会計基準委員会（ASBJ）や金融庁の公開草案については、必要と思われるテーマに対し、意見表明も行うこととしており、2010年においては3件の意見表明を行った。

研究会の委員は、複眼的な討議が行われるよう、研究者、公認会計士、事業会社というディスクロージャーに関わる様々な立場の方々に委嘱している。ご多忙の中、座長・委員をはじめ当研究所顧問の方々にも積極的にご参加いただいております、厚く御礼を申し上げます次第である。

第22回基本問題研究会

日時 2010年1月21日（木）

議題 ASBJ「公正価値測定及びその開示に関する
論点の整理」

2009年8月7日にASBJより公表された「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」について、嶋田和洋氏（ASBJ 専門研究員）が解説を行った。

〈報告要旨〉

本論点整理は、①公正価値の概念、②公正価値の測定方法、③公正価値測定に関する開示の3つの大きな論点を示している。

①公正価値の概念

米国会計基準及び国際会計基準審議会（IASB）の公開草案では、公正価値を「出口価格（売却市場における市場価格）」としている。一方、わが国の現行会計基準では公正価値の定義はなく、時価を「公正な評価額」と定義しており、時価は公正価値と等しいと考えられる。わが国における「時価」の概念は「入口価格」と「出口価格」の両方を含むと考えられるため、国際的な会計基準と同様に「出口価格」に統一するか検討されている。

②公正価値の測定方法

国際的な会計基準では公正価値のヒエラルキーが導入されており、本論点整理でも導入が検討されている。公正価値のヒエラルキーとは、まず、観察可能か観察不能か分類し、さらに、市場が活発か活発でないかで分類する。なお、ここでいう「活発な市場」とは、東証1部などといった市場ではなく、個別銘柄の取引が、十分な頻度や量をもって行われ、継続的に価格情報が提供される市場をいう。

③公正価値測定に関する開示

報告企業に対して、ヒエラルキーのレベルごとの測定額の開示や、調整表の作成を求めるかが検討されており、実務負担が増加することが予想される。

複数の委員から「本論点整理では、公正価値測定の範囲に金融商品のみならず、棚卸資産や賃貸等不動産等の非金融商品も議論の対象になっている。非金融商品までも公正価値で評価するのは適切ではない」という意見があった。

第 23 回基本問題研究会

日時 2010 年 3 月 8 日 (月)

議題 金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令(案)」に対する意見表明

2010 年 2 月 12 日に金融庁より公表された「企業内容等の開示に関する内閣府令(案)」に関して討議し、意見書を取りまとめた。同意見書は 3 月 15 日に金融庁に提出した。

コーポレート・ガバナンス体制、役員報酬等、株式の保有状況、役員の兼任関係の開示、有価証券報告書の総会前提出に関して討議を行い、その内容をまとめ意見表明を行った。

第 24 回基本問題研究会

日時 2010 年 6 月 1 日 (火)

議題 東京都の総量削減義務と排出量取引制度

東京都の総量削減義務と排出量取引制度に関して、宮沢浩司氏(東京都環境局都市地球環境部排出量取引担当課長)が解説を行った。

東京都は世界に先駆けて都市型総量削減義務制度を導入する。

〈報告要旨〉

2007 年度の東京都 CO₂ 排出量は約 5,780 万トン(日本全体の約 5%)であり、そのうち、約 50%が業務・産業部門で排出されていた。また、その内訳は、約 4 割が大規模事業所(1,332 箇所)から排出された CO₂ であり、残りの約 6 割は中小規模事業所(約 70 万箇所)からであった。

東京都は、都排出量全体の約 20%を占める大規模事業所 1,332 箇所に対して、総量削減義務を導入することとした。原単位削減義務でなく総量削減義務が必要である理由は、①削減対策に積極的に取り組まない事業所が見逃される不公平をなくす、②省エネを現場スタッフの努力の問題から、トップマネジメントの課題にする、③義務化により削減コストを明確な経営経費にする、④CO₂ 排出総量が減らなければ、気候変動の危

機は回避できない、の 4 つである。

総量削減義務の対象者は、原則として、対象となる事業所の所有者である。削減計画期間は 5 年間であり、5 年間の排出量合計を削減義務量以下にすることが求められる。

排出量取引は原則相対取引で行い、株式会社排出権取引市場が運営する市場にて取引することができる。また、東京都は円滑な取引を支援するため、オンライン上で価格の見積りを得ることができる「見積支援システム」を 2011 年度から提供する予定である。

第 25 回基本問題研究会

日時 2010 年 8 月 18 日 (水)

議題 ASBJ「公正価値測定及びその開示に関する会計基準(案)」に対する意見表明

2010 年 7 月 9 日に ASBJ より公表された「公正価値測定及びその開示に関する会計基準(案)」に関して討議し、意見書を取りまとめた。同意見書は 9 月 7 日に ASBJ に提出した(26 ページ参照)。

主に、会計基準の題名と目的、会計基準の範囲、公正価値の概念、算定方法、注記事項等について討議が行われ、その内容をまとめ意見表明を行った。

第 26 回基本問題研究会

日時 2010 年 10 月 18 日 (月)

議題 ASBJ「金融商品会計基準(金融資産の分類及び測定)の見直しに関する検討状況の整理」

2010 年 8 月 16 日に ASBJ より公表された「金融商品会計基準(金融資産の分類及び測定)の見直しに関する検討状況の整理」について、板橋淳志氏(ASBJ 専門研究員)が解説を行った。

〈報告要旨〉

主に、金融資産の分類及び測定、公正価値測定の選択肢(以下、公正価値オプション)、株式への投資に関するその他の包括利益(OCI)での評価差額の認識(以

下、OCI オプション)、公表される市場価格のない株式の分類、について報告された。

当検討状況の整理は、主な測定の種類を「償却原価」と「公正価値」の2つとしている。原則として、金融資産は2つの要件を満たす場合に「償却原価」で測定され、いずれかの要件を満たさない場合は「公正価値」で測定される。

上記の原則の例外として、「公正価値オプション」と「OCI オプション」が提示されている。「公正価値オプション」とは、当初認識時に、(1) 会計上のミスマッチが取り除かれる、または大幅に削減されることと、(2) 指定後の取消不可を条件として、金融資産を公正価値で測定し、評価差額を純損益とする選択ができることを言う。

「OCI オプション」とは、公正価値の評価差額を、その他の包括利益で認識するとの指定ができることである。その評価差額をその後の売却等によって純損益に認識(以下、リサイクリング)するかどうか、現行のわが国での取扱いと IFRS 第9号を踏まえて、2つの案が提示されている。

また、当検討状況の整理では、公表される市場価格のない株式の分類について、現行のわが国での取扱いと IFRS 第9号を踏まえて、2つの案が提示されている。

第27回基本問題研究会

日時 2010年11月9日(火)

議題 ASBJ「金融商品会計基準(金融資産の分類及び測定)の見直しに関する検討状況の整理」に対する意見表明

2010年8月16日にASBJより公表された「金融商品会計基準(金融資産の分類及び測定)の見直しに関する検討状況の整理」に関して討議し、意見書を取りまとめた。同意見書は11月24日にASBJに提出した(31ページ参照)。

第26回基本問題研究会に行った報告を踏まえて、当検討状況の整理に設けられた4つの質問、金融商品の範囲、分類、測定等について討議が行われた。

〈ディスクロージャー基本問題研究会 メンバー〉

座長	黒川 行治	慶應義塾大学商学部 教授、当研究所顧問
委員	上田 晋一	成城大学経済学部 准教授
委員	大塚 成男	千葉大学法経学部 教授
委員	金子 裕子	新日本有限責任監査法人、公認会計士
委員	岸本 浩	日本板硝子株式会社 経理部部長
委員	小林 伸行	名古屋商科大学大学院教授、公認会計士
委員	近藤 哲彦	日本無線株式会社 内部統制推進室主任
委員	中條 祐介	横浜市立大学国際総合科学部 教授
委員	山岡 信一郎	山岡信一郎公認会計士事務所所長、公認会計士
顧問	川村 義則	早稲田大学商学学術院 教授
顧問	小宮山 賢	有限責任あずさ監査法人 パートナー
顧問	多賀谷 充	青山学院大学大学院 教授

平成 22 年 9 月 7 日

企業会計基準委員会 御中

株式会社 プロネクサス
プロネクサス総合研究所

「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」 同「適用指針（案）」に対する意見

平成 22 年 7 月 9 日に公表されました標記会計基準（案）等について、当研究所に設置されている「ディスクロージャー基本問題研究会」でとりまとめた意見等を提出致しますので宜しくお取り計らい願います。

記

I. 会計基準の題名と目的について

●基準第 1 項と第 2 項

コメント：「公正価値測定に関する会計基準」および「公正価値測定に関する適用指針」とすべきではないか。また、目的の書き方として、公正価値の概念、用語の使用方法に関する共通理解を深めるためであることを強調してはどうか。

理由：本会計基準は、これまでの会計基準とは異なり、特定の会計取引に関する会計測定および開示方法を記述しているものではない。多くの既存の会計基準あるいは将来設定されるであろう会計基準に共通して使用する「公正価値」という用語・概念・操作的定義を詳細に記述したものである。一種の概念フレームワークに相当する内容とも解されるものであるから、開示を同列におくことに違和感があり、題名および内容を公正価値測定に限定してはどうか。目的の書き方についても、一般的な会計基準とは異なることを強調した方が、当会計基準を理解しやすくなるのではないかと考える。

II. 会計基準

（1）範囲

●基準第 3 項

〈「時価」を「公正価値」と読み替えることの妥当性〉

コメント：本基準案では、既存の会計基準における「時価」という語句を「公正価値」と読み替えることが指示されているのみであるが、既存の会計基準について個別の検討や修正を行うことなく一律に読み替えを行うのは困難ではないか。また、本基準案では公正価値を「出口価格」に限定することも提案されているが、既存の会計基準における「時価」を「出口価格」と読み替えることができるか否かという観点から個別に検討しなければ、「時価」という語句を「公正価値」に読み替えるのは危険ではないか。

〈棚卸資産会計基準とストック・オプション会計基準の除外〉

コメント：本基準案では「棚卸資産会計基準」と「ストック・オプション会計基準」は適用対象から外されているが、その理由としては「コンバージェンスの観点から」とされているに過ぎない。なぜこれらが除外されるのかについての具体的な説明が望まれる。

理由：トレーディング目的で保有する棚卸資産については本基準の対象とし、通常の販売目的で保有する棚卸資産については対象外とされている。この取扱の違いは、第 28 項の説明によれば、「市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とする」か否かにあるようである。

そもそも本基準は、公正価値の考え方について記述したものであり、特定の会計処理を指示するようなものではないにもかかわらず、対象外とするのか否かについて、上記の会計処理に依拠したような理由とするのは、よく分からない。

本基準のように公正価値を、会計主体の側からではなく、市場を中心に定義するのであれば、卸売市場と小売市場という二つの異なる市場があった場合に、それぞれの市場で別の存在として成立している公正価値があるものの、一方では、公正価値としての定義は同じものとして存在していると理解できるので、適用除外とするに至らないのではないのか。したがって、通常の販売目的で保有する棚卸資産は相対取引を前提としており、市場を想定していないことが、除外理由であると理解してよいのか。

また、「ストック・オプション会計基準」も適用対象外とされているが、実務指針公開草案の中で入力数値の例示としてボラティリティがあげられている以上（第 17-18 項）、「ストック・オプション会計基準」も適用対象に含めるのが整合的ではないのか。もし、「ストック・オプション会計基準」を対象外としたままであるならば「ストック・オプション会計基準」における「公正な評価額」と「公正価値」とは異なるものを意味するのか確認したい。

（２）公正価値の概念

●基準第 4 項、30～34 項

〈公正価値の定義〉

・基準第 33 項

コメント：「流動性リスクが高い場合には、…入口価額である取得原価を用いるべき…しかし、これは会計処理の問題…」とあるが、ここで想定している対象とする資産または負債の範囲を明確にしたい。

〈再調達原価を出口価格に含める理由〉

コメント：本基準案では公正価値を「出口価格」として定義しているが、本基準案における「出口価格」と「入口価格」の捉え方は、従来の理解とは異なるように思われる。公正価値の概念が混乱する危険性を回避するためにも、「出口価格」を強調することなく公正価値を定義することが望ましい。

理由：本基準案では、コスト・アプローチを市場ベースの出口価格として整理する（すなわち、再調達原価も出口価格であり、公正価値であるとする）理由を、「市場参加者の観点を重視した場合は、国際的な会計基準における整理がより整合的である（第 32 項）」としているが、その理由が十分に理解できない。

本基準案におけるスタンスは、以下のように要約して理解してよいのか。

1. 公正価値は、企業自体ではなく、市場参加者の視点から測定しなければならない。
2. 企業が買手であるならば、企業とは別の主体である市場参加者は売手である。
3. 企業の買値は市場参加者にとっての売値（出口価格）であり、公正価値である。

上記のような理解が正しいとすれば、入口価格と出口価格を区別すること、すなわち資産をキャッシュ・アウトフローに基づいて評価することと、キャッシュ・インフローに基づいて評価することを区別することに意味がなくなってしまうのではないか。結果として、公正価値を出口価格と呼ぶこと自体が、論理的に無意味であり、むしろ、公正価値の概念を新たに理解する上で混乱を招くように思える。

●基準第4～12項

〈「市場」とは〉

・基準第4項

コメント：公正価値の定義で想定される「市場」では、取引規模は求められていないのか確認したい。

理由：たとえば、売手1名に対し、買手2名の市場のような、相対取引に近いものも「市場」として考えられるように解釈できる。

・基準第5項、第9項

コメント：市場参加者及び参照市場についての説明はあるが、市場についての説明がない。特に、企業結合で取得する有形固定資産・無形固定資産の公正価値を算定する場合の市場について、説明が望まれる。

●基準第7項

〈「秩序ある取引」について〉

コメント：本基準案における「秩序ある取引」の定義はSFAS157の翻訳であるが、訳文を組み入れただけでは本質的な意味が利害関係者に理解されない危険性がある。関連当事者間の取引であっても「秩序ある取引」であるならば、その取引価格を公正価値とすることが認められている以上、「秩序ある取引」という概念はこの会計基準の中で大きな役割を担っている。それゆえ、追加的な説明を行うことが必要であると考えられる。

また、「秩序ある取引」を定義するにあたり、さらされる「市場」の運営方法に触れていないが、その点についても説明が望まれる。

理由：たとえば、具体的には、「通常かつ慣習的なマーケティング活動」とは何か、利害関係者に誤解なく理解されるのか。わが国で「マーケティング活動」と言った場合、市場調査や顧客開拓のための特別な活動として理解される可能性があるが、SFAS157での”marketing activities”の範囲には日常的な売買のための活動も含まれると考えられる。しかし、本基準案や適用指針案の文面を読んだだけでは、この点がはっきりしない。「通常かつ慣習的なマーケティング活動」とは何かを、適用指針等で具体的に示すことが必要である。

「市場にさらされている」という表現も、多くの利害関係者にとっては馴染みがないのではないかと。「市場にさらされている」と「市場に参加している」とは、同じ意味なのか異なる意味なのか、あるいは、「情報が市場に流布している」ことを示しているのかが明確にされるとともに、市場にさらされているか否かを判別するための具体的な条件が実務適用指針等で示されるべきではないか。

また、「秩序のある取引」かどうかということについては、その取引が行われる「市場」では、どのようなルールで取引が成立するかに着目して定義すべきではないかと考える。

●基準第 11 項

〈最有効使用〉

・基準第 11 項

コメント：公正価値は最有効使用に基づくこととしているが、現在の鑑定評価基準では、必ずしも最有効使用を前提としておらず、こうしたものの調整をどのように考えればよいのかについての言及が必要と考えられる。

●基準第 13 項

コメント：本項の意味が十分に理解できないので、追加的な説明が望まれる。

●基準第 26 項、第 41 項

〈当初認識時における公正価値について〉

コメント：本基準案の適用範囲は、当初認識時における測定全般に及ぶと理解してよいのか。適用範囲であるならば、「取得原価」と「公正価値」の関係について記述があることが望ましい。また、無償取得や資産交換の場合の測定原則を示す必要があるのではないかと。

（３）公正価値の算定方法

●基準第 42 項～第 44 項

〈用語について〉

コメント：使用されている用語に日本語としてかえって混乱を招くような用語があるように感じられる。

理由：一例として、「入力数値」という用語はあたかもコンピュータにデータを入力するようなイメージを惹起させるが、想定しているものは、公正価値算定の基礎となる数値であると考えられる。

例えば、「基礎数値」のような、より理解しやすいと思われる表現を使用してはどうか。

〈公正価値における 3 つのレベルの解釈〉

コメント：国際的な会計基準と同じレベル分けを導入することによって比較可能性が高まることはわかるが、このレベル分けが公正価値測定の首尾一貫性を高めるとは何を根拠とした考え方であるのかについても、追加的な説明が必要ではないかと。

（４）公正価値に関する注記事項

●基準第 45 項～第 46 項

コメント：「Ⅰ．会計基準の題名と目的」についてでも述べたが本会計基準は特定の会計取引に関する会計測定および開示方法を記述したものではなく、「公正価値」という用語・概念・操作的定義を示したものであると解釈している。よって、注記事項については本会計基準案ではなく、各会計基準において手当てをすべきではないかと考える。

Ⅲ．適用指針

●指針第 3 項

コメント：取引が「秩序ある取引」であるか否かを判断する「十分な情報がない場合は、秩序ある取引ではないと判断してはならない」、とあるが、これは反証がなければ「秩序ある取引」とする、

という主旨と思われる。

「秩序ある取引ではない」取引をまず定義し、これに該当しないものを「秩序ある取引」として定義付けた方が適切であると考ええる。

●指針第 6 項

〈取引費用の扱いについての補足説明〉

コメント：わが国の実務と国際的な会計基準では、ともに取引費用を公正価値に含めていないものの、その理由は異なっていることが示されている（第 42 項）が、結論が同じであったとしても、基礎となる考え方に違いがあるのであれば、調整が必要なのではないか。特にわが国の実務の状況に関しては「実務上の観点」という説明だけでなく、概念についても説明していただきたい。

なお、「コモディティ」という語句が用いられているが、この語句は実務に普及しているのか。誤解を招かないようにするためには、「コモディティ」とは何かについても補足的な説明を盛り込むことが望ましいように思える。

●指針第 15 項～第 18 項等

コメント：非上場株式、有形固定資産及び無形固定資産の公正価値が、どのレベルになるのかについての記載があると望ましい。

●指針第 19 項

コメント：ビット・アスク・スプレッドに関して第 19 項に「見積るためにあらゆる努力を行う必要はない」とあるが、「適切な努力を行う」または「合理的な範囲内で見積る」といった表現の方がより好ましいのではないか。

理由：現在の表現は、日本語では部分否定とも全部否定とも解釈できるため。

●指針第 34 項

コメント：信用リスクの公正価値評価に関しては、ダウングレーディングのパラドックスに関して世界的に大きな問題が指摘されているところであるが、その点に関する議論がないまま、信用リスクを含んで公正価値を算定するという結論を適用指針で示すのは性急であると思われる。

また、従来 ASBJ が負債の公正価値測定には信用リスクを含めるべきではないとして IASB に意見表明してきた立場と矛盾するのではないか。

●指針第 35 項

コメント：「負債の公正価値は、債務の履行に依存するため、負債の移転に関する制限は、本来、負債の公正価値に影響しない」という文言について、①「負債の移転に関する制限」が何を指しているのか。②債務の履行と負債の移転に関する制限との関係が不明確なので、もう少し丁寧な説明が望まれる。

IV. その他

コメント：企業結合時の公正価値評価のガイダンスがあると有難い。

以上

2010 年 11 月 24 日

企業会計基準委員会 御中

株式会社 プロネクサス
プロネクサス総合研究所

「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定） の見直しに関する検討状況の整理」に対する意見

2010 年 8 月 16 日に公表されました標記検討状況の整理について、当研究所に設置されている「ディスクロージャー基本問題研究会」でとりまとめた意見等を提出いたしますので、宜しくお取り計らい願います。

記

質問 1 公表される市場価格のない株式への投資の分類

【案 1】も【案 2】も以下のような問題点があると考えられるため、新たに案を検討することが望まれる。また、判断の一助として、検討の過程や諸外国の状況等を明らかにしていただきたい。

（理由）

【案 1】：「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」で、公正価値を「出口価格」とすることが提案されており、その方針が維持されるのであれば、「取得原価が公正価値の適切な見積りとなる」という考え方を正当化することは極めて難しい。

また、A32 項で「取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合がある」と記述されているのにもかかわらず、A33 項では「取得原価が公正価値の適切な見積りとならない」場合の例示が挙げられている。A32 項と A33 項の整合がとられていないので、「取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合」の適用指針が必要となる。しかし、実際にそのような指針を作成するのは難しいと思われる。

さらに、A33 項及び A34 項を前提とすれば、取得原価が公正価値の適切な見積りとならない場合がほとんどだと考えられ、企業の負担が増大するのではないかと。

【案 2】：上記の理由から【案 1】よりも会計基準間の一貫性の面から考えて矛盾が少ない。しかしながら、IAS 第 39 号を踏襲しているような印象を受けるので、IFRS 第 9 号へのコンバージェンスを前提とするならば、この案をそのまま採用することは難しいのではないかと。

質問 2 一定の株式への投資に関するその他の包括利益のリサイクリング

連結財務諸表のみを考えるのであれば【案 A】の採用もあり得るが、現状のままでは以下のような問題点があると考えられるため、【案 B】を支持する。ただし、いずれにせよ「財務諸表の表示」に関する新しい会計基準において、どのように表示するかを明らかにしていただきたい。

（理由）

第 1 に、【案 A】は、分配可能利益計算に問題が出てくると考えられ、また、税法との関係も問題になると思われる。

第 2 に、【案 A】は、現在のわが国の純利益の概念に抵触するため、「純利益の認識」についてのさらなる検討が必要と思われる。

第3に、【案A】は、有価証券の売却によって現実に生じたキャッシュ・フローに関して、キャッシュ・フロー計算書上での間接法による表示にも影響を及ぼすと思われる。

質問3 外貨建取引等会計処理基準への影響

外貨建取引等会計処理基準の変更は当然必要であると考えるが、仮に、外貨建取引等会計処理基準の変更が「必要ではない場合」には、どのような論拠があるのか説明していただきたい。

(理由)

当該検討状況の整理に基づいて会計基準が改訂された場合には、金融商品に関する認識・測定の実務にも変化が生じると考えられる。よって、整合性を維持するうえで、外貨建取引等会計処理基準を変更することも必要である。

質問4 適用指針(案)の改善の方向性

より詳しいガイダンスが必要であると考える。

(理由)

わが国で現実に機能する会計基準とするためには、わが国の企業に合致した、わが国の企業における会計担当者が理解し得る会計基準にする必要がある。その意味では、「会計基準(案)」も「適用指針(案)」も全体として説明が不足している印象を受ける。基準適用後の実務の混乱を防ぐためにも、より詳しいガイダンスが盛り込まれることが望ましい。

金融商品の範囲

第8項

金融商品の定義として、「一方の企業に金融資産を生じさせ他の企業に金融負債を生じさせる」といった整理がされているが、「企業」に限定するよりも「当事者」とする方が適切に思える。「企業」に限定する理由を明確にしていきたい。

また、当該検討状況の整理では、従来とは異なり、金融商品に対する定義にあたって、概念的な規定を主とし、具体的な例示を従とする方式が採用されており、この方針自体は望ましいと考えられる。しかし、金融商品を「契約」として定義している点に対しては、以下の2つの点が指摘できる。

第1に、定義における「契約」とは何かが明確ではない。金融資産及び金融負債の中には、商慣習に基づく売掛金・買掛金も含まれている。したがって、「契約」には慣習上の合意も含まれると考えられる。しかし、第57項には売掛金に相当する金銭債権に対する但し書きが設けられており、売掛金は「契約上の権利」ではないと読むことができる部分もある。また、現金預金は明らかに契約に基づく資産ではない。提案されている金融商品の定義が具体的な指針として機能するためには、「契約」の意味を具体的に提示する必要があると考えられる。

第2に、概念的な規定が主であり、具体的な例示は従であると位置づけられてはいても、現実には具体的な例示の内容が会計基準の解釈にあたって大きな意味を持つことは否定できない。

よって、定義の内容自体を大きく変更する必要はないが、「契約」の意味を限定する（あるいは「契約」の存在を確認する）適用指針を示すことが必要であると考えられる。

分類

金融資産の分類

第 15・63 項

「事業モデルの要件」が導入されることにより、現行の会計実務に変化が生じるのか否かについても、説明がなされることが望ましい。現行の満期保有目的という区分と「事業モデルの要件」による区分とが、実質的に同じものであるのか、あるいは異なる点が生じるのかが明らかでなければ、新たな「事業モデルの要件」に対する賛否を決めることができない利害関係者も多いと思われる。

また、事業モデルの要件の判断が困難であり、より詳しいガイドラインが必要であると思われる。たとえば、A5 項（3）の例示のような資本的支出は経常的なものであり、この場合での金融資産の売却も事業モデルの要件を満たすのであれば、どのようなケースでも事業モデルの要件を満たすことになるように思われる。

また、長期国債・超長期国債の場合には、事業モデルの要件を満たすと判断してよいのか。

第 17 項

「不整合」や「ミスマッチ」は、純損益計算における理想的な状況が想定されて初めて指摘できると考えられる。それゆえ、どのような純損益計算が望ましいものであるのかについての議論をしないままに「不整合」や「ミスマッチ」という概念を盛り込んでも、それらは具体的な会計処理を定める拠り所としては機能しない。「純損益の認識における不整合」や「会計上のミスマッチ」を判別するためのガイドラインを明確に示すことが求められる。

分類の変更

第 25 項

四半期財務諸表を前提にすれば、翌四半期から変更した方がよいのではないかと。

測定

金融資産の当初認識後の測定

第 29 項

「減損（貸倒引当金又は貸倒損失）」と記述されており、減損、貸倒引当金、貸倒損失が同等のものと読むことができるが、そのような理解でよいのか。

しかしながら、減損については戻入れを行うことは認められておらず、貸倒引当金については戻入れが可能である。よって、両者は異なる会計処理であると位置づけることもできる。

個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する株式の取扱い

第 37・122 項

連単分離の議論をまず進めるべきではないか。その議論の方向性が定まらないなかでは、個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する株式の取扱いの方針も定まらないと思われる。

注記事項

第 40 項

以下の 3 点について指摘したい。

第 1 に、(1) ②の第 30 項ただし書きの「指定を行った理由」とはどのように書けばよいのか。会計方針であれば、その旨を記載するのみで十分ではないか。

第 2 に、(1) ③について、「取得原価が公正価値の適切な見積もりになる」場合には、当該注記事項も「取得原価」でよいと考えられるが、その解釈でよいか。

第 3 に、(2) ④の「当該金融資産の残高がなくなるまで」とは、相当に長期に及ぶことも考えられるが、当該期間にわたって開示が必要かについては疑問を感じる。

参考

B1 項（例 3）

当該事例は、個別財務諸表（単体）の観点からは「事業モデルの要件」に該当しないため公正価値で測定するが、連結財務諸表（企業集団）の観点からは償却原価で測定する例示であるとの理解でよい。

以上

過年度遡及基準・適用指針をテーマに、第35回ディスクロージャー研究会議を開催

2010年3月23日（火）、砂防会館別館1階「利根」において、日本経営分析学会ディスクロージャー研究会議が主催し、プロネクサス総合研究所が事務局を務める、第35回ディスクロージャー研究会議が開催された。

有限責任監査法人トーマツの市川育義氏（公認会計士、企業会計基準委員会過年度遡及修正専門委員会専門委員）を講師にお招きし、いわゆる過年度遡及処理に関する会計基準である「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準及び適用指針について」をテーマに、講演していただいた（司会は同研究会議代表幹事の慶應義塾大学・黒川行治教授）。

当会計基準・適用指針は2011年4月1日以後に開始する事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正から適用される。従来になかった新しい考え方に基づく会計基準であることから、学会関係者や企業実務担当者など多数の申込みがあった。終了後のアンケートでは「わかりにくいテーマであったにもかかわらず、説明がコンパクトかつ平易な言葉でなされ、大変参考になった」等の声が寄せられた。

〈講演要旨〉

はじめに市川氏は、基準設定の経緯として、当会計基準の元となっているのが国際会計基準（IAS）第8号であることに触れた。また、従来の日本基準では会計方針の変更があった場合には注記対応といった、あくまでも当期の財務諸表の中で対応が図られていたのと異なり、当期の財務諸表プラス前期の財務諸表も対象にした会計基準になっている点に注意を促した。但し、あくまでも情報提供の観点から、当期の財務諸表を作成するにあたって過年度の財務諸表を修正するものであり、過去の決算そのものを修正するわけではない。

次に、基準内容の全体像を以下のように端的に説明した。

- ・会計方針の変更（当基準内の用語は「遡及適用」）：前期財務諸表（比較情報。以下「前期」）に累積的影響額を反映。当期財務諸表（以下「当期」）

で累積的影響額を剰余金処理し（損益処理しない）、新たな方法による過去影響等を注記。

- ・表示方法の変更（当基準内の用語は「財務諸表の組替え」）：前期に影響内容を反映し、当期に影響内容を注記。
- ・会計上の見積りの変更：遡及しない。当期に、新たな方法による影響等を注記。
- ・過去の誤謬の訂正（当基準内の用語は「修正再表示」）：前期に累積的影響額を反映。当期で累積的影響額を剰余金処理し（損益処理しない）、誤謬による過去影響等を注記。

また、公開草案の時点ではなかった重要性の規定が当基準の本文に置かれ、すべての項目について、「財務諸表利用者の意思決定への影響に照らした重要性が考慮される」となっている。具体的な数値基準はないため各社の判断となるが、市川氏からは、重要性がないということで遡及しないのであれば、その時点の判断は文書化しておく必要があるだろうとの指摘があった。

なお、「会計方針の変更」は原則として過去のすべての期間に遡及するが、当基準では会計方針の変更の定義が見直されており、従来は会計処理だけではなく表示方法も含んでいたものを、両者を分ける定義となった。

市川氏はさらに各項目のポイント解説を行った後、監査基準の改正、会社法との関連にも簡単に触れた後、今後の課題として「逆取得における開示対応」に言及して講演を締めくくった。

詳しい講演内容については『ディスクロージャー研究 第34号』をご参照されたい（政府刊行物センターにて販売中 定価2,000円）。



包括利益の表示をテーマに、第 36 回ディスクロージャー研究会議を開催

2010 年 7 月 27 日（火）、砂防会館別館 1 階「利根」において、第 36 回ディスクロージャー研究会議が開催された。本研究会議は、日本経営分析学会とプロネクス総合研究所との共催である。

講師には、元 ASBJ 主席研究員であり、現在、早稲田大学大学院会計研究科教授である、秋葉賢一氏をお招きした。「包括利益の表示について—包括利益の表示に関する会計基準を中心に—」をテーマに、約 2 時間の講演をしていただいた。司会は、本研究会議代表幹事の慶應義塾大学教授の黒川行治氏が務めた。

講演では、2010 年 6 月に公表された「包括利益の表示に関する会計基準」の解説をメインに報告していただいた。わが国が包括利益導入に至るまでの経緯、今後の動向、他の会計基準との関わり等にも触れていた。また、経理・財務部門の実務担当者・管理者にとっても興味深い内容となった。

〈講演要旨〉

はじめに、わが国の国際会計基準（IFRS）とのコンバージェンス、アドプションについて簡単に触れたあと、包括利益の表示に関する概要・経緯、会計基準の解説、今後の動向、他の会計基準との関係という流れで進んだ。

IFRS のアドプション

2009 年 6 月に企業会計審議会から公表された中間報告を踏まえ、2009 年 12 月には連結財務諸表規則が改正されている。この改正により、2010 年 3 月 31 日終了連結会計年度より IFRS の任意適用が認められた。この任意適用は、連結財務諸表のみ認められており、個別財務諸表は引き続き日本基準による点を強調した。

包括利益の表示に関する概要

包括利益とは「認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分」をいう。また、その他の包括利益とは「包括利益から、当期純利益と少数株主損益を引いた差額」に過ぎない。

包括利益を表示するメリットとしては、以下の 3 点が挙げられる。

1. 財務諸表利用者が企業全体の事業活動について検討するのに役立つ。
2. 純資産と包括利益とのクリーン・サープラス関係が明示されることによって、財務諸表の理解可能性と比較可能性が高まる。
3. 国際的な会計基準とのコンバージェンスに資する。

秋葉氏は「包括利益を開示することは、包括利益が最も重要な指標であることを意味しているわけではない。当期純利益等と併せて利用することによって、財務諸表の有用性を高めることが、本来の狙いである」と述べた。

包括利益の表示に関する経緯

IASB と FASB が共同で進めている MOU 項目の 1 つである「財務諸表の表示」プロジェクトでは、2008 年 10 月に、包括利益計算書を一計算書方式のみにするという提案がされている。一方、ASBJ から公表された論点整理及び公開草案に対して寄せられた意見では、二計算書方式を支持する声が多かった。

しかし、2010 年時点の IFRS では両方式とも認められている点などを考慮して、わが国の会計基準でも両方式を選択することが可能となった。

次に、会計基準のポイントについて具体的な説明がされ、今後の動向、他の会計基準との関係に報告があった。最後の締めくくりとして、今後のリサイクリングを巡る動きは要注意であると呼びかけた。

なお、詳しい講演内容については『ディスクロージャー研究 第 35 号』をご参照されたい。



政府刊行物センターにて販売中
定価 2,000 円



クローズアップ

銀行・保険会社ディスクロージャー誌の調査・分析を実施

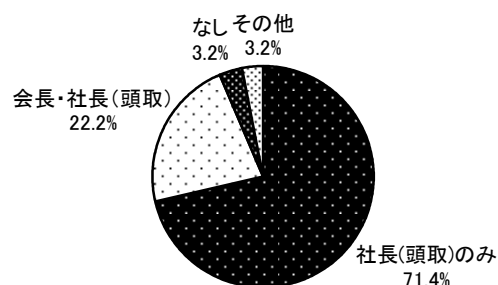
研究所では、各銀行にディスクロージャー誌送付を依頼し、返信のあった 63 行について調査を行った。その結果、主に下記の点につき今年度の特徴が見られた。

◆ 社長自ら株主・投資家に語る

- ・代表者挨拶のページでは、ほぼ全て（97％）が社長（頭取）の写真を載せており、社長が自ら経営理念を説明するなど、自社への理解度向上を目指す姿勢が感じられる。
- ・経営陣のインタビューも徐々に増えており、社長中心に経営方針や経営戦略を分かり易く伝えようとしている。

挨拶ページにおける代表者のポートレート

	当期		前期	
	件数	%	件数	%
社長（頭取）のみ	45	71.4	48	67.6
会長・社長（頭取）	14	22.2	12	16.9
なし	2	3.2	4	5.6
その他	2	3.2	7	9.9
合計	63	100.0	71	100.0

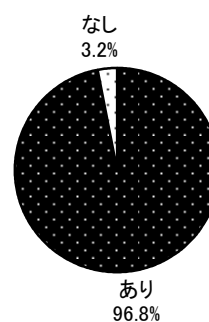


◆ 読者にとって分かり易く

- ・ほぼ 100％の銀行が「財務ハイライト」の項目を資料編とは別に設け、かつグラフ等を用いてビジュアル的にも分かり易い掲載方法を取っている。
- ・索引の掲載は 9 割近くまで増え、専門用語の解説も 7 割以上が掲載している。

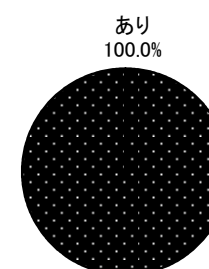
財務ハイライトの有無

	当期		前期	
	件数	%	件数	%
あり	61	96.8	71	100.0
なし	2	3.2	0	0.0
合計	63	100.0	71	100.0



財務ハイライトのグラフの有無

	当期		前期	
	件数	%	件数	%
あり	61	100.0	67	94.4
なし	0	0.0	4	5.6
合計	61	100.0	71	100.0



◆ 全体としてページ数が増加

- ・総ページ数の平均値は 132.7 ページと、前期比 12 ページの増加。
- ・企画ページ（+0.6 ページ）も資料編（+10.7 ページ）も増加したが、特に資料編の増加が顕著。
- ・バーゼル編の説明も 28.3 ページと 3 ページ増加している。
- ・また、分冊形式も増え全体の 2 割を超えている。

◆ コミュニケーション・ツールとしての活用

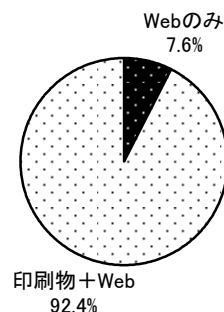
- ・上記の分冊形式の大半は資料編を別冊としているが、それ以外に、資料編ではなく雑誌風のデザインを施した冊子を別冊として発行する事例がやや増加した。
- ・内容面では、ディスクロージャー誌のコンテンツを一部活用したもの、読み物を中心に編集して財務編とセットにしたものなど、各社の工夫が感じられる。

◆ Web の活用

- ・ディスクロージャー誌の「公衆の縦覧」方法は、従来の印刷物に加えて Web 上での開示も進み、今や 100% の銀行が活用している。
- ・Web への掲載の仕方では、PDF 版に加えて電子ブックやフラッシュ版も併載している例が見られる。
- ・ディスクロージャー誌に対するアンケート依頼については、同封葉書によるものだけでなく、Web 上にアンケートページを設けている事例もあった。

開示形態（企画ページ）

	当期	
	件数	%
Web のみ	5	7.6
印刷物+Web	61	92.4
合計	66	100.0

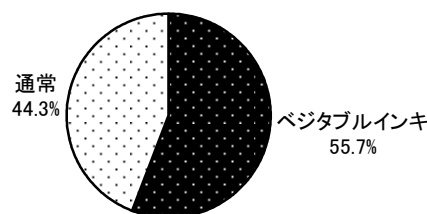


◆ エコ対応が進む

- ・インキについては「ベジタブルインキ」が 55.7%と半数以上になっている。
- ・「FSC 認証用紙（森林紙）」の利用も徐々に増えており、全体の 26.2%にまでなった。
- ・印刷方法についても、「水なし印刷」が 11.5%と前期より 6 ポイント増加した。

インキの種類（エコ対応）

	当期		前期	
	件数	%	件数	%
ベジタブルインキ	34	55.7	36	50.7
通常	27	44.3	35	49.3
合計	61	100.0	71	100.0



さらに研究所では、各生損保 35 社からもディスクロージャー誌を送付いただき、調査を行った。その結果については、基本的に銀行と同様の特徴が見られたが、生損保独自の特徴としては、「お客さま対応」を個別項目として掲載している会社は 85.7%で、前期より 6 ポイントの増加となり、引き続き「お客さま対応」を継続していることが窺える。

トピックス

各種ディスクロージャー資料の調査・分析を実施

プロネクス総合研究所では毎年、企業の発行する各種ディスクロージャー資料を定期的に調査・分析し、随時、報告書やレポートにとりまとめている。2010年においては、前掲の金融機関ディスクロージャー誌調査の他にも、前年から継続していた内部統制報告制度の1年間に亘る開示実態調査をとりまとめ、IR的側面から見た上場会社の招集通知調査、株主通信の発行実態調査などを行った。

適用初年度における内部統制報告制度実態調査

内部統制報告制度は2008年4月1日以降に開始する事業年度から適用された。現在は、企業等の要望・意見なども勘案し、制度見直しに向けた審議を踏まえて公開草案が公表されている（2011年1月25日まで意見募集）。

当研究所では、青山学院大学の町田祥弘教授との共同研究として適用初年度の1年間を対象に、2009年6月1日から2010年5月31日までに提出されたすべての内部統制報告書・内部統制監査報告書を調査した（2009年3月決算会社から2010年2月決算会社までの3,767社）。併せて、適用2年目の2010年3月決算会社についても調査し、比較分析を行った。

これらの調査・分析結果は『内部統制報告制度 実態調査』として2010年8月に刊行した。当冊子には様々な切り口からの分析だけではなく、資料編として開示事例も収録しており、適用初年度を俯瞰し今後を展望するのにご活用いただける内容となっている。



定価 2,000 円

ISBN978-4-9905398-0-1 C3034

IR的視点から見た、招集通知調査のレポート公表

最近の個人株主・投資家向けIR活動においては、招集通知をIRツールの1つとして活用する事例が少しずつ増えているようである。そこで、2010年3月期決算会社の定時株主総会分から、招集通知及び添付書類

が各証券取引所のサイトで公開されることになったのを機に、IR的側面から見て工夫があると考えられる招集通知を調査・分析し、レポートにとりまとめた。

当調査では3月決算全上場会社2,603社の招集通知の中からカラーのものや、写真やグラフ等を用いてビジュアル的に工夫のあるものを発行していた157社を取り上げて、掲載内容の工夫やIRサイトでの掲載状況などについて調査・分析した。調査概要のリリースは当研究所サイトに掲載している。佐藤明氏（株式会社バリュークリエイト パートナー）にも、IRの視点から各社の取り組みや今後の課題等についてご寄稿いただいているので、是非ご参照されたい。

2,200件超の株主通信について、掲載内容を調査

株主通信は事業会社が発行する各種IRツールの中でも、特に個人投資家向けの活用度・効果がともに高いと言われている（日本IR協会「IR活動実態調査」による）。

当研究所ではその株主通信について、2006年5月1日の会社法施行以後の事業年度から、主要掲載項目を中心に調査・分析を継続的に行っている。2010年10月には、2009年4月から2010年3月までの事業年度について、当社顧客を中心とする上場会社が発行した株主通信2,229件（第2四半期996件＋年次1,233件）を対象に、その調査結果を『株主通信実態調査報告 Vol.7』として冊子にとりまとめた。

金融商品取引法に基づく四半期報告制度導入後は、財務情報の開示方法や表紙タイトルの付け方等に変化が見られるが、内容面では各社が自社の等身大の姿を伝えようとする姿勢が窺える。例えば経営陣インタビューや社会貢献・CSR関係の掲載比率、トピックス・読み物や業界情報など各社の個性が出る項目の掲載比率がここ数年増加している。この傾向は今後も続くと思われる。



弊社会員サイトにてPDF掲載

2010 年 研究所活動記録

年 月	活 動 内 容
2010 年 1 月 21 日	第 22 回ディスクロージャー基本問題研究会開催 議題：ASBJ「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」 場所・時間：当社セミナールーム 18:30～20:30
3 月 8 日	第 23 回ディスクロージャー基本問題研究会開催 議題：金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令（案）」に対する意見表明 場所・時間：当社セミナールーム 18:30～20:30
3 月 15 日	「企業内容等の開示に関する内閣府令（案）」に対する意見書を、金融庁に提出
3 月 19 日	プロネクサス懸賞論文サイトをオープン
3 月 23 日	第 35 回ディスクロージャー研究会議 テーマ：会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準及び適用指針について 講 師：市川 育義 氏（有限責任監査法人トーマツ パートナー・公認会計士、 企業会計基準委員会過年度遡及修正専門委員会専門委員） 場所・時間：社団法人全国治水砂防協会「砂防会館別館」13:30～15:30（参加人数 270 名）
5 月 21 日	『ディスクロージャー研究 第 34 号』を刊行
6 月 1 日	第 24 回ディスクロージャー基本問題研究会開催 議題：東京都の総量削減義務と排出量取引制度 場所・時間：当社セミナールーム 18:30～20:30
7 月 27 日	第 36 回ディスクロージャー研究会議 テーマ：包括利益の表示について—包括利益の表示に関する会計基準を中心に— 講 師：秋葉 賢一 氏（早稲田大学商学学術院 大学院会計研究科教授） 場所・時間：社団法人全国治水砂防協会「砂防会館別館」14:30～16:30（参加人数 211 名）
8 月 18 日	第 25 回ディスクロージャー基本問題研究会開催 議題：ASBJ「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」に対する意見表明 場所・時間：当社セミナールーム 18:30～20:30
8 月 27 日	『内部統制報告制度 実態調査』を刊行
9 月 7 日	「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」に対する意見書を、ASBJ に提出
9 月 17 日	『ディスクロージャー研究 第 35 号』を刊行
9 月 21 日	『IR の側面から見た招集通知調査レポート』を刊行
10 月 18 日	第 26 回ディスクロージャー基本問題研究会開催 議題：ASBJ「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」
10 月 29 日	『株主通信 実態調査報告 Vol. 7』を刊行
11 月 9 日	第 27 回ディスクロージャー基本問題研究会開催 議題：ASBJ「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」 に対する意見表明
11 月 15 日	プロネクサス総合研究所サイトをリニューアルオープン
11 月 24 日	「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」に対する 意見書を、ASBJ に提出
12 月 8 日	「第 2 回プロネクサス懸賞論文」受賞者発表

編集後記

◇日本経済の低迷が続いている。「失われた 10 年」と言われていたが、今や「失われた 20 年」だそうだ。2011 年には是非とも日本経済に立ち直ってもらいたいところであるが、今の政治を見ている限りでは何とも心もとない限りである。いち早くデフレを脱却して、経済が飛び跳ねて欲しいと切に願っている。「虎くじけ 跳ねるうさぎに 夢たくす」(な)

◇「はじめに」にもあるように開設 5 年目を迎える当研究所だが、地道に調査研究活動が続けているものの、「総合研究」と胸を張るには今だ道遠し、といった感じである。今後は企業の方々の実務に役立つ調査も増やし、研究所機関誌であるこの「研究所レポート」の発行回数を増やせるだけの実績づくりを、根気よく目指していきたい。(さ)

◇プロネクサス懸賞論文の受賞作品掲載に併せて、前号より 1 月発行になった「研究所レポート」。12 月に行われた編集会議では、「今年はこんなことした、あんなことした」と振り返りながら、「こんなふうにできればよかったなあ」と思うところも。2011 年も一つ一つ改善しながら、調査・研究活動を継続していきたい。(お)

研究所レポート 2011 第5号

2011 年 1 月発行

©編集・発行 プロネクサス総合研究所

株式会社プロネクサス

(旧社名 亜細亜証券印刷株式会社)

〒105-0022

東京都港区海岸 1-2-20 汐留ビルディング 5 階

代表メールアドレス : souken@pronexus.co.jp

電話 : 03-5777-3032

<無断転載・複写を禁ず>

研究所 レポート

プロネクサス総合研究所

株式会社プロネクサス

(旧社名 亜細亜証券印刷株式会社)

PRONEXUS.90901.2011.1(170)

